

平成30年宇治田原町総務建設常任委員会

平成30年3月13日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 付託議案審査
- 議案第16号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する  
条例を制定するについて
- 議案第28号 指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交  
流館）
- 日程第2 各課所管事項報告
- 総務課所管
- ・宇治田原町業務継続計画について
- 企画財政課所管
- ・宇治田原町空家等対策計画について
- 日程第3 付託議案審査
- 議案第14号 宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に関す  
る条例を制定するについて
- 議案第25号 宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例の一部を  
改正する条例を制定するについて
- 議案第26号 宇治田原町有林管理条例の一部を改正する条例を制定する  
について
- 議案第30号 指定管理者の指定について（銘城台自然公園）
- 議案第31号 指定管理者の指定について（銘城台児童公園）
- 議案第32号 指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）
- 議案第33号 指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）
- 議案第34号 指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）
- 議案第35号 指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）
- 議案第36号 指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及び  
くつわ池自然公園））
- 議案第37号 指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）
- 議案第38号 宇治田原町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の

## 実施について

日程第4 第4四半期の事業執行状況（変更）について

○建設環境課所管

○プロジェクト推進課所管

○上下水道課所管

日程第5 各課所管事項報告

○建設環境課所管

・宇治田原町地域公共交通会議について

・不法投棄やっつけ隊について

○プロジェクト推進課

・新市街地都市公園基本計画について

○産業観光課所管

・お茶の京都博エリアイベント「全国茶香服大会」の実施結果について

○上下水道課所管

・公共下水道の計画区域の見直しについて

日程第6 その他

### 1. 出席委員

委員長	3番	垣内秋弘	委員
副委員長	2番	松本健治	委員
	1番	谷口重和	委員
	5番	浅田晃弘	委員
	7番	山本精	委員
	12番	田中修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君

建設事業部長	野田泰生君
総務課長	清水清君
企画財政課長	奥谷明君
企画財政課課長補佐	廣島尚夫君
企画財政課課長補佐	矢野里志君
税住民課長	長谷川みどり君
建設環境課長	垣内清文君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
プロジェクト推進課 課長補佐	谷出智君
産業観光課長	木原浩一君
産業観光課課長補佐	富田幸彦君
上下水道課長	青山公紀君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君
会計管理者兼会計課長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会は、開会日に上程され、付託されました14議案及び第4四半期の事業執行状況の変更並びに所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

また、本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査をすることといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） はい、ありがとうございます。

ここで、理事者からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さんおはようございます。

3月も半ばになりまして、朝方はなかなか厳しい寒さですけれども、昼間は春が近づいているという感じもしております。委員の皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。また、委員各位には平素から町行政の推進に何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

3月定例会におきましては、先週は一般質問をしていただき、また昨日の補正予算特別委員会におきましては補正予算案の審査をいただき、ご可決をいただき、ありがとうございます。また引き続き新名神高速道路特別委員会を開催いただき、行政報告をさせていただいたところでございます。

本日は、総務建設常任委員会を垣内委員長、松本副委員長のもと開催していただき、お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定や、あるいは町有林管理条例などの一部改正3件、それから指定管理者の指定など10件につきましてご審査をお願いするとともに、第4四半期の事業執行状況の変更及び各課の所管事項としては、業務継続計画などを報告させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案につきましてはご審査を賜り、ご可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） はい、ありがとうございました。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第16号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第16号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の概要によりましてご説明をさせていただきます。こちらの概要のほうをごらんいただきたいと存じます。

まず、趣旨につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されましたことから、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により、扶養手当支給額が段階的に改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償基礎額の扶養手当加算額を改定するものでございます。

改定後の加算額は表のとおりでございますけれども、ごらんとおりでございます、扶養手当支給額の改定にあわせ、①配偶者につきましては333円を217円に、②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子につきましては、以前の267円を333円に改定するものでございます。また、③から⑥までにつきましては、217円同額でございます。

こちらの改正につきましては、平成30年4月1日から施行したく思います。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより議事に入ります。

質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 異議なしと認めます。

議案第16号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員、よって議案第16号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、指定管理者の指定について(宇治田原町奥山田ふれあい交流館)を議題といたします。

当局の説明を求めます。奥谷企画財政課長。

○企画財政課長(奥谷 明) 失礼いたします。

続きまして、私のほうから議案第28号、指定管理者の指定についてということで、私のほうから宇治田原町奥山田ふれあい交流館に関する議案をご説明申し上げたいと存じます。

まず、今回の指定管理者の指定に関する議案でございますが、議案第28号から議案第37号までの10議案がございます。このうち、当総務建設常任委員会で所管いただく議案につきましては、10のうち9議案ということになりまして、まず私のほうから企画財政課所管の奥山田ふれあい交流館に関する議案をご説明申し上げたいと存じます。

なお、この10議案につきましては、それぞれの10施設についての指定期間が、平成30年3月31日に満了いたしますことに伴いまして、引き続きこれらの10施設につきまして、指定管理者を指定しようとするために議会の議決を求めさせていただくものでございます。

なお、これらの施設につきましては、全て地域に密着した施設でございますが、これまでから指定管理者である公共的団体により適切に管理運営が行われていたところでございますが、今後とも円滑な管理運営が期待できると見込まれることから、引き続きこれらの団体を指定管理者として指定させていただこうとするものでございます。

それでは、まず私のほうから議案第28号につきまして、ご説明を申し上げたいと存じますが、その前に、全体の概要を示しました指定管理者の指定議案一覧という横長のものと、指定管理者制度の概要についてという資料が1枚ずつあろうかと存じます。

個々の議案につきましてご説明申し上げます前に、まず指定管理者制度の概要ということで、縦長のこちら1枚両面でございますけれども、これにつきまして、まず指定管理者制度の概要を申し上げたいと存じます。

指定管理者制度とは、条例の定めるところによりまして、法人その他の団体であって、地方公共団体が指定するもの、すなわち指定管理者に種々の公の施設の管理を行わせる制度でございまして、平成15年の地方自治法の改正により創設された制度でございます。

この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図るということを目的としたこの制度でございまして、従来ですと公の施設というのは、公共団体ですとか公共的団体に限って管理を委託することが認められていましたが、この制度の創設によりまして、民間事業者やNPO、ボランティア団体等、幅広い団体等に管理を行わせるようにできるようになったところでございます。

以下、ご説明申し上げますと、まず、1番目、指定管理者に行わせる管理の業務ということで、指定管理者が行う管理の業務につきましては、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様に応じて設定をいたします。2番目、指定管理者制度の導入でございますが、この制度の導入に当たりましては、各自治体の条例、本町で申し上げますと宇治田原町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例という条例がございまして、この条例におきまして、指定管理の指定の手続ですとか、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲、そういうようなものを定めさせていただいております。したがって、この条例に基づきまして、各種手続を進めようとするものでございます。

3番目、指定管理者の指定の手続でございますが、指定管理者の指定に当たりましては、公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等につきまして、あらかじめ議会の議決を経る必要がございますことから、今回議案提出をさせていただいております。

また、4番目、利用料金の扱いということで、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができます。もちろんこの場合、利用料金は条例で定めることになるんですけれども、例えば、後ほどまたご説明申し上げますが、くつわ池の指定管理とい

うこととなりますと、くつわ池の使用料金というのは当該指定管理者の収入とさせていただきます。本来その収入で運営していただけると一番ありがたいんですが、実際の現状では、その収入だけでは支出をカバーすることができませんので、一定本町のほうから支出をさらにさせていただいておりますが、そういう収入を指定管理者が運営に充てることができるというところも、大きなメリット、また特徴であろうかと思っております。

それから、5番目、指定管理者の適正な管理の確保ということで、指定管理者は、毎年度終了後、当該公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、普通地方公共団体に提出しなければならないということで、委託をする側も指定管理者による適正な管理が行われているかというところを、しっかり確保、担保していくということが求められております。

2面を見ていただきたいんですけども、こういう状況の中、宇治田原町における指定管理者制度の導入状況でございますが、今回議案を提案させていただいておりますとおり、現在10の公の施設でこの指定管理者制度を導入してございます。対象となる施設は、今回議案を提出させていただいております10議案、先ほどの横表になりますが、横表のほうで10議案を一覧にまとめさせていただいております。このような一覧でございます。関係する条例は、先ほど申し上げました手続全般を定めました宇治田原町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、これで大もとの手続等を定めておまして、他の個別施設、それぞれの施設に関しましては、設置及び管理条例①から⑥までございますが、このような各個別の施設に関する条例とあわせまして、指定管理手続を進めていこうとするものでございます。

指定管理者制度の概要は今までのとおりでございますが、もう一度この横長のほうをごらんいただきたいと存じます。

今回の10議案のうち、議案第29号を除く9議案がこの総務建設常任委員会でご所管いただく案件でございますが、このうち一番上の宇治田原町奥山田ふれあい交流館につきましては、企画財政課所管ということで、まずご説明申し上げます。

これにつきましては、もともと、従前旧の奥山田小学校跡地を、奥山田ふれあい交流館として、いろいろな方の交流施設として再度改めまして活用させていただいております。これは、平成26年7月1日から指定管理をスタートさせていただきまして以来、奥山田区のほうに指定管理を委託させていただいております。

当初、一番最初につきましては、26年7月1日と申し上げましたが、最初につきましては、本町の先ほどの手続の条例に定めますとおり、条例では公募指定管理者につき

ましては、基本的には公募しなければならないということで、平成26年度の開設当初には公募させていただきましたが、応募いただいたのが奥山田区のみでございました。以降、平成27年からの3年間は、非公募ということで、引き続き奥山田区のほうに指定管理をお願いしております、これからの平成30年4月1日からの3年間につきましても、引き続き奥山田区によって、指定管理をお願いしたいと考えておるところでございます。

先ほど申しあげましたように、手続条例のほうでは公募しなければならないとございますが、同じくこの条例のほうで、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認められるときは、公募によらず選定できるという条文もございまして、一番最初はふれあい交流館に関しましては公募をさせていただきましたが、以降につきましては、順調に運営を奥山田区のほうにさせていただいておりますので、非公募によりまして、今回も平成30年4月1日から3年間、奥山田区のほうに指定管理をお願いしたいというよう考えておるところでございます。

後ほど、当所管の8議案につきましては、またご説明申し上げたいと存じますが、まずは私どものほうから奥山田ふれあい交流館に関する議案の説明とさせていただきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） ちょっとだけ聞きたいんですけども、奥山田区に指定管理、これはいいと思います。その内容ですけども、今現在交流館でどのような活動をされているのか、どのような当局が評価をしているのか。また地域に喜んでもらっているのか、そこら辺はどのように思っておられますか。

○委員長（垣内秋弘） 廣島補佐。

○企画財政課課長補佐（廣島尚夫） お答えさせていただきます。

平成28年度の利用人数といたしましては、173件、2,016名の方がご利用いただきました。平成27年度でベースをおきますと、27年が197件でございましたので、大体170から190の間で推移しておりますし、あとご利用いただいているのは、ほとんどが地域の給食というか、奥山田工房とか、地元の老人会であるとか、ゲートボールでご利用いただいていたとかいうところがメインになっております。あと、夏のサマースクールとか町内のちょっとした子ども会の団体さんとかもご利用いただいております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） どんどん使ってもらわないと、これももったいない話ですので。奥山田工房、これも一生懸命活動しておられるのはよく聞いています。

1つだけ聞きたいのは、あの工房の中に、1回視察に行ったときに、誰がしの議員が、給湯器あるのかないのかという話があって、その時点で給湯器がなかったように把握していたんですけども、湯沸かし器か。今はついてますか。いや、もうなかったらまた調べておいてください。後で報告もらったらそれでよろしいです。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） あの施設につきましては、大きな給湯器という形ではございませんが、家庭用ぐらいの大きさの給湯器が設置されておったかと思います。

この間、地元のそういう工房の皆さんの調理室のご利用とかに配慮させていただきました。あそこは空調がなかったんですけども、冷暖房の空調を整備させていただいたとかいう経過がございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。ほんなら以上で終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第28号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第28号、指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）は原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、総務課所管の宇治田原町業務継続計画についての説明を求めます。清水総務課長。

○総務課長（清水 清） それでは、宇治田原町業務継続計画の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元のA4カラー両面刷りの資料と、それからホッチキスどめの2枚ものの資料、こちらをあわせてごらんいただきたいと思います。

本町では、災害時の応急対策等の実施といたしまして、別紙のほう、ホッチキスどめのほうですけれども、優先度区分、応急対策業務ということで、優先度の高い通常業務の継続、これが2枚目です。2ページ目のほうですけれども、優先的に実施すべき通常業務を定めました業務継続計画の策定につきまして、次の事項を中心に協議、検討を行い、本年度中の策定に向け現在作業を進めているところでございます。

まず、1番目の業務継続計画とはというところでございますけれども、こちらにつきましては、災害発生時等の資源制約下におきまして、最低限必要な非常時優先業務を継続または早期に再開させるために策定する計画でございます。

計画では、内閣府の作成ガイドに記載の業務継続計画の特に重要な6要素を含めまして、非常時の優先業務の選定を行い、優先度の高い業務の継続に必要な資源の確保、方策等につきまして検討するものでございます。

2番目、策定の効果といたしましては、地震等大規模災害の発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約がある中で、業務レベルの向上と、また業務立ち上げ時間の短縮が図れることでございます。

右の表で見ていただきますと、大規模災害時におきましては、業務継続計画の策定によりまして、下のほうの薄いピンク色のゾーンからちょっと上の薄い黄緑への策定前と策定後で、レベルが上昇するイメージをあらわしているものでございます。

続きまして、3番、業務継続計画の方針といたしましては、1番住民の生命、生活及び財産を保護することを最優先に業務を継続するとしております。2つ目、住民生活にとって、より優先度の高い行政サービスを継続する。この2点を業務継続方針としたいと考えております。

カラー刷りのほうめくっていただきまして、4番目でございます。想定事象の設定及び被害想定といたしましては、本町が最も甚大な被害を受けるとされます地震災害であると考えられております最大予測震度6強の奈良盆地東縁断層帯地震を想定事象として

おります。この地震では、横の表にございますように死者70名、負傷者410名、全壊家屋1,430棟、半壊家屋1,790棟と被害想定がされているところでございます。

5番の業務継続体制としましては、宇治田原町地域防災計画で定められました震災時の災害対策本部の応急活動体制を基本といたします。

想定する地震がもし勤務時間内に発生した場合は、各部局におきまして通常業務を一旦停止し、災害対策本部各班における応急対策業務等優先的に実施すべき通常業務に当たることといたします。

また、想定する地震が勤務時間外に発生した場合は、あらかじめ指定した初動班におきまして、当初の対応を始めるとともに、参集した職員から災害対策本部各班における応急対策業務に当たることとしております。

6番目、非常時優先業務の選定及び対象期間の設定でございます。

住民の生命、生活、財産に大きな影響を及ぼす可能性が高いもの、また業務が中断した場合に住民生活、庁内のほかの業務への影響が大きいものから優先度Aとして、発災直後、また1日以内。優先度Bといたしまして3日以内、優先度Cといたしまして7日以内に優先度業務の開始目標を区分したところでございます。

実際の応急対策業務、優先的に実施すべき業務の優先度につきましては、すみません、別紙のホッチキスどめの2枚物、こちらに抜粋でございますけれども、優先度区分例ということでご確認をいただきたいと思っております。こちらには、一例でございますけれども、1枚目が1.総務班、また2枚目には総務課の部分につきまして、こういう形で優先度をつけていって、災害時に備えていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、この優先度につきましては、国のガイドラインなどを参考に、各課の意見を聴取する中で、着手時期を設定したところでございます。

宇治田原町業務継続計画の概要につきましては、以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） この、今もらいました奈良盆地のほうの地震、震度6強、これ私見るの初めてなんですけれども、これ以前にも出ていますか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 以前に、宇治田原町地震ハザードマップというものがございまして、こちらのほうに奈良盆地の被害想定の方もあらわしているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。私の見落としやっただと思います。

ここで、今全壊が1, 430、半壊が1, 790、焼失建物が300と。これ、ものすごい宇治田原町、半分以上ですね、被害こうむるの。そうした中で、その次、応急対策業務として、これ、全て理解できるんですけども、この総務にしろいろいろこれ分担あるわけですけども、これ町外から来ている職員さん、夜に発生した場合、町外から来ている職員さんとかもこの中に入っているのかいないのか、これだけちょっと答弁ください。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） はい、先ほどご説明させていただきましたけれども、今、谷口委員さんおっしゃられているのは業務時間外のことであろうかと思っておりますけれども、そちらにつきましては、あらかじめ初動班ということで、町内の職員を中心に初動班を組んでおりますので、まずはその初動班が役場のほうに出向きまして、そこで集まった者から、そういう応急対策のほうに従事していくということで、考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

ほんなら、初動班というのは、しつこいようですけれども何名ぐらいおられますか。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） すみません。ちょっと今正確な数字を持ち合わせていないんですけれども、20名程度でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） もう約でよろしいです。

20名ということですけども、その20名で対応は完璧にできるものかできないものか、その点だけちょっと答弁ください。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） ちょっと繰り返しになりますが、まずは町内ですぐに来られるものから順番に業務に当たっていきますので、順次町外からの職員も参集してくるということで、それで対応していきたいというふうには考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。もう一点だけちょっと聞きたいと思います。

20名で対応すると。そのほかに、元OB、町職員さん。町内在住の方も元気な方ばかりおられるので、その方にもちょっと声かけて、そういう場合、ご協力願えるような形はとれないものかとれるものか、それだけ聞いておきたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 清水課長。

○総務課長（清水 清） 基本的には、職員はもちろんなんですけれども、各地区に自主防災会というのがございます。その自主防災会には、当然役場職員のOBも入っておりますので、まずは自主防災会さんにご連絡をさせていただきまして、ご協力のほどをお願いしたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。また、追っているいろいろとまた質問させていただきます。きょうはこれで終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これにて、総務課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、企画財政課所管の宇治田原町空家等対策計画についてを説明求めます。

奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） それでは、続きまして私のほうから、宇治田原町空家等対策計画につきまして、ご説明を申し上げます。

この計画につきましては、去る2月14日に宇治田原町空家等対策計画策定協議会より、最終の提言を受けまして、その提言内容を尊重させていただき、2月28日付で計画の策定を行ったものでございます。

本件につきましては、以前12月13日の本総務建設常任委員会でご説明をさせていただいてございます。素案の段階でご説明をさせていただいてございます。その後の経過を申し上げたいと存じますが、12月18日には、第3回目となります策定協議会を開催させていただきまして、一定、その協議会の中でご意見をいただき、その修正を加えまして、12月26日から1月25日にパブリックコメントを実施させていただきましたが、ご意見はなかったところでございます。その後、2月14日に第4回目となります空家等対策計画策定協議会を開催させていただきまして、提言をいただきました。そして2月28日に本計画の策定に至ったところでございます。

したがいまして、今回私のほうからは、この12月28日の第3回目の委員会を受けまして、一定特に修正をさせていただきました箇所を中心に、ご説明を申し上げたいと存じます。大きくは、このかがみにございますように、この12月18日の協議会で指摘、ご意見いただきましたのは、さらに地域との取り組み、連携を強化するようという、そういう表現、内容をさらに詳しく書くべきという部分、まず地域への移住者の受け入れや、空き家活用の啓発が必要との意見をいただいておりますので、移住、定住の理解を醸成するための地域への支援や移住者へのアフターケアの必要性等を追及させていただきます。

それと、②といたしまして、空き家の定義を、ちょっとわかりにくい部分がございますので、定義を整理するようというご意見もいただきまして、一部修正をさせていただきます。ちょっと修正箇所を中心にご説明申し上げたいと存じます。

まず、地域との取り組み、連携の強化というところにつきましては、まず29ページをごらんいただきたいと存じます。

こちらに、修正箇所につきましては赤字で表示させていただきます。この29ページの下段③です、円滑な移住、定住のための理解の醸成ということで、移住希望者に対しましては、地域の社会・経済活動への参加に向けた支援を行います。また、地域の自治会等に対しましては、移住者の受け入れに関する説明等を行い、積極的な推進のための理解の醸成を促していくということで、移住希望者の方に対しても、さらには地域の自治会等に対してもしっかりと説明なりご理解をいただくような取り組みを進めるとする旨の表現を入れさせていただきます。

それから、48ページをごらんください。こちらも、地域住民との連携につきまして、さらに書かせていただいております。赤字の部分でございますが、中ほどに自治会等と連携した適正管理の意識啓発や、空家等の情報収集等、自治会等と連携した対策を行うということで、このためには移住等を受け入れる地域における理解の醸成が必要不可欠と。そこで下段にございますように、本計画で掲げる利活用の促進にあたっては、自治会を中心とした地域と、町と所有者等が相互に連携を図り、地域の実情に応じた利活用の取り組みを進めていきます。ということで、空き家の利活用につきましては、自治会、所有者、町が連携して進めるとする表記を入れさせていただきます。

それと、戻りますが空き家の定義につきまして、3、4、5ページをごらんください。赤で書かせていただいている部分が修正でございますが、ちょっと長々となっておりますが、申し上げたい点はこの5ページのちょっと簡単な図がございますが、これを説

明させていただいておるものでございます。

どういうことかと申しますと、まず、この空き家というものですが、その空き家の定義です。いわゆる私どものこの計画で対象とするのは、一番大外の枠の部分、いわゆる人の住んでいない、または使用していない建物。だから実際には、居住とか使用されなくなってから期間の短いものも含んで、広い意味でこの計画では空き家等と認め、対象としていくと。

なお、注意が必要なのは、法で言うところの空き家法で言うところの空き家等の定義と申しますのは、この4ページにもございますように、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものというような、法律では定義でございます。常態というのはどういうことかといいますと、4ページの下段にございますように、おおむね年間を通じて建物の使用がないことというようなことでございますので、法的には、同じ空き家等と申しましても、法的にはややちょっと狭義の解釈がされてございます。ただし、この本町のこの計画では、広い意味で空き家等というのを捉まえようということでございます。

なお、一番小さな枠でございます特定空家等、これはもうご存じのとおり放置することが不適切、例えば環境的にもまた危険な部分もあるとか、そういう特定空家等と呼ばれるものにつきましては、これも法律でうたわれてございますが、この特定空家等の基準は法律に基づく基準として、この計画も対象といいますか、位置づけをしていこうということで、この3段階の定義を文書で表現したもの、そして5ページの図であらわしたものの、ここを掲げさせていただくために、今回3、4、5のページを修正させていただいたということで、以上の主な修正を受けまして、先ほども申し上げましたが、パブリックコメントを実施し、最終提言をいただいて完成に至ったというところでございます。

以上、私のほうからは、12月以降の変更点を中心に、最終作成させていただきましたというご説明、ご報告とさせていただきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） これも1点だけ、ちょっとお願いがあるんですけども、お願いのほうから。特定空き家、すごく傷んでいるような家屋、これ撤去の場合は、前にも何回も補助をたくさん出してくれということをお願いしていたんですけども、できるだけ補助を出してきれいにするように、特定空家の場合、それはお願いしておきたいと思いま

す。

それと1点、今現在空き家バンク、そのコーディネートの充実、これは建物取引業者等に今いろいろ登録もしておろうと思えますけれども、登録されている業者は何社ぐらい今入っていますか。わからなかったらもう後でよろしいです。

その中に、やはりものすごく親切な業者がおります。逆に、疎遠な業者もおります。それは、おたくは疎遠やから断りますとか、それはできへんねけれども、できる限り説明のできる、理解のある良識な業者を選んでいただきたいと、それだけお願いしてきます。以上です。件数だけはまた、後ほど報告してください。

○委員長（垣内秋弘） よろしいか。答弁。課長、何か言おうとしてますけれども。奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） すみません。業者に関しまして一言申し上げます。

私どもの空き家バンクの登録に際しましては、消費者の方からご登録いただいて、その際に私どもの町のその空き家バンクの制度にご理解いただける業者さんにご登録いただいております。ですからもう物件を登録いただく際には、その指定される業者さんがもうセットで登録になってございます。

議員おっしゃいますように、いろいろ事業者さんに応じましては、親切丁寧なところがあったり、個々に一定の差があるやにも聞きますが、できるだけ所有者さん、また利用ご希望の方に丁寧な対応をしていただけるよう、私どもも業者さんにも協会を通じていろいろお願いをしておりますので、そういう取り組みを行っているということで、ご理解賜ればと存じます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

最後にもう一点、もし業者名が公表できるんやったら、ちょっとください、後で。できるんでしたら。できますか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 登録いただいております業者さんにつきましては、私どものホームページでもうオープンにさせていただいております。それ、数えさせていただいたら、すぐ出させていただけれるんですけども、今ちょっと手持ちがないということで、まことに申しわけございません。以上です。

○委員（谷口重和） 終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかに。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 先ほどの5ページの表ですか、法にかかわらない取り組みをやっていくかというようなことなんですけれども。

○委員長（垣内秋弘） マイク入れてください。

○委員（浅田晃弘） 自治会等に対する関係については49ページ、意識啓発とか空き家情報の提供等書いていますけれども、具体的にどのようなことで知らしめていこうと思っ  
てはるのか、ちょっとお聞かせ願いますか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） まさに、その点が私どもの今後の一番重要なまた課題とい  
うところであろうかと存じます。

折しも、ちょうど平成30年度の当初予算におきましても、こういう例えば空き家の利活用の一環といたしまして、例えば町のほうで一定改修させていただきまして、そこに一定お試しの数カ月間とか本町に移住ご希望の方に住んでいただいて、それで本町の実情をご納得いただければ、また別のところで、別のというのは町内の別のところでしっかり定住していただけるような物件を探していただくというような取り組みも進めてまいりたいと考えてございます。

ただ、そのような取り組みをしようとするならば、単純に町が空き家を改修してお越しになりたい方に住んでもらうというだけではなくて、一番重要なのは、そういう物件があって町が改修する、そのときには必ず地元区にもご説明させていただき、ご理解いただいた上でお試し住宅とかを進めてまいりたいと、そういう取り組みを通じて、各自治会、地元にもご理解いただいて、そういう理解の醸成につながればと考えておりますので、そのような取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 地元の話であれなんですけれども、この間、湯屋谷に1人ふえたん  
ですけれども、なかなかいい場所というのがなかったようでございます。そういうこと  
も踏まえて、早い取り組み、早く空き家になったら、早くやればそれだけ修繕箇所等も  
なくなると思いますので、そのあたりを特に、法に係る前の取り組みをしっかり頑張っ  
てやってほしいと思いますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） まさにご指摘のとおりでございます。私どももしっかり、  
そういう面、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑もないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

これにて、企画財政課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前10時46分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、建設事業部所管分にかかわる事項についてを進めます。

日程第3、付託議案審査について。

議案第14号、宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） はい、失礼いたします。

宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を制定するについてを説明させていただきます。

宇治田原町お茶の京都交流拠点施設の設置及び管理に関する条例案の概要を説明させていただきます。

平成27年度に、地域住民の皆様と協働で描いた湯屋谷活性化構想「やんたん未来プラン」に基づき、町が整備を進めている宇治田原町お茶の京都交流拠点施設について、当該施設が地域の活性化につながるよう運営していく必要があることから……。すみません、4枚目の資料になります。議案の次の資料でございます。1枚ものの資料でございます。よろしいですか。

○委員長（垣内秋弘） 進めてください。

○産業観光課長（木原浩一） 当該施設が地域の活性化につながるよう運営していく必要があることから、その設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

趣旨といたしましては、本条例は、交流拠点施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めることとします。目的としましては、この施設は、宇治田原町への来訪者をお迎えし、日本緑茶発祥の地の魅力を発信する中で、人と人との交流を生み出し、地域活性化につながることを目標として設置をします。

指定管理者による管理ということで、施設の維持管理及び運営業務については、効果的かつ効率的な運営を行うことができるよう、指定管理者に管理業務等を行わせることができるものとしします。

利用料金等については、施設の使用に当たっては、利用料金を徴収することとしします。町または教育委員会が主催する行事等のほか、地域活性化に資するものや、観光振興計画の推進に資する活動については、利用料金を減免できることとしします。

開館時間等につきましては、この施設は開館時間及び休館日は、施設利用状況に応じて見直すことができるよう規則に委任することとしします。開館時間は9時から午後10時まで、休館日は12月29日から翌年の1月3日までとした上、必要と認める場合は追加・変更することができるよう定める予定でございます。この利用料金等につきましては、前ページの別表1、8条関係のところに利用料金の上限額ということを決めさせていただいております。

それと、別表2の第9条関係で、利用料金の減免基準ということで、ここに掲載をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 今ありました利用料金、これに、展示、物販コーナーとかキッチンまであるわけなんですけれども、どういう中身になっているのか、もう一つわからないんですけれども、区切り等々、その辺はどういうような感じになっているのか、フリースペース、多目的ルームとか、区切りの感覚、物販コーナー、地続きなのか部屋で分かっているのかというのがもう一つピンと来ない、どの辺でどういうふうに変更料金が変わっていくのかというのが見えてこないんですけれども、そのあたりちょっと教えてもらえますか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） ご質問の件でございますけれども、まず、多目的ルーム、和室につきましては、仕切りがございますので、そこで分かれることとなります。一番建物の奥のほうの部屋になります。

それから、物販コーナーにつきましては、手前の右手側でございます、建物の右手側に当たる場所なんですけれども、フリースペース、奥のフリースペースの間に、仕切りのような柵が設置しておりますので、そこで区切る予定をしております。

それから、キッチンでございますけれども、多目的スペースに附属しているミニキッ

チンのことを指しております、その部分につきましては、多目的ルームを利用される方がキッチンも使いたいという場合は、それを追加して料金を徴収することができるというふうに定めるものでございます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） その物販コーナーなんですけれども、そのコーナーを使って、地元の方なりが何かもの売りたいと、並べるといふこととするならば、そうしたら、半日で1,500円払って、そこを場所を確保する。

1日かけたらこれ3,500円。また6時から10時までやったら6,500円ですか。それだけのものを、どれだけ売れるかわからないんですけれども、指定管理者が特に認めるというか、町長が認めることになるんでしょうけれども、以外の方は減免が当たりませんので、その部分を1日借りて物を売るというたら結構なもの売らないと収入が得られないというような状況になると思うんです。そうしたら、そういう使用する人が少なくなるのではないかなと。ちょっと若干見た上でそう思ったんですけれども、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） この料金につきましては、展示、物販スペースばかり、和室ですとか多目的ルームばかりですけれども、広さ、面積おおよそ類似しているような町内の施設を参考に、上限の料金をこの条例において定めるというふうにしたものでございます。

今後、指定管理者様と決めていく際に、そこで協定を結ぶわけでございますけれども、その中で協議しながら料金というのは決まっていくと。基本的には、指定管理者からの申請を町が認めるという形で利用料金が決まりますので、その段階において、この上限金額をそのまま採用するのか、そこを少し下げるのかといったところは、話し合いの余地があるものでございます。

それから、完全に営業目的でされる方と、それから地域振興のような形でされる方というのは、やっぱり利用のあり方が違うと思います。例えば町外の方とか、単純に商売をしたいという方からは、しっかりと料金を取るといふことも、やはり指定管理者の収入を得る上では重要かと思っておりますので、そのあたりも加味して料金の設定を考えていけばいいのではないかとこのように考えております。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 規則等であれなんだろうけれども、また指定管理者の判断等もあ

と思うんですけれども、地域活性化につなげられることを目的として設置するという  
ことでございますので、そのあたりを相互に話をしっかり詰めていただいて、それで地  
域の活性化につなげられるように取り組んでいただきたいと思います。以上で終  
わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 今浅田委員が言わはったとおりで、それから補足するわけじゃない  
けれども、町内、町外、こんなん分けてたらそんなもの誰も借らへん。それと営業目的、  
誰でもそんな営業目的でなかったら、そうまでしたって売らへん。こんなん家賃取るよ  
りもまだ補助出さんなんぐらいやと思いますよ。あそこへどれだけのお客が来ると思  
いますか。それもずっと続けていこうと思ったら。続けようと思ったら、やっぱり物件販  
売する人も、やっぱり楽しく利益の出るようにしないと、そんなもの続くわけがあらへ  
ん。一発で終わるねやったらそれでいいけれども。そこら辺もうちょっと考えて。それ  
と指定管理でやったら、もう投げたら終わりというようなことを考えやんと、私の意見  
を言ってるだけで、そっちはそう思っはらへんと思うけれども、もう、とにかくずっ  
とやっぱり面倒見るような形でやっていかないと。

また、半年、1年して、これはちょっと寂しいなと思ったら、やっぱりそこへちょっ  
と税金も投入して続くように考えてもらわないと、あの建物もう無駄になってしまう。  
それだけちょっと言っておきたいです。何か答弁あったら答えてください。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 委員ご指摘のとおりでございまして、建物が建って  
運営のとき、最初のうちは、といっても1年後、2年後にそういう何か起こったときに、  
町が全く関与しないということはまずあり得ないというふうに思っておりますので、し  
っかりと1年後、2年後、10年後も、この施設が本当にこの地域で生きるような形を  
とっていけるように、最初に全てきれいに決まるということはもちろん思っておりませ  
んので、定期的に協議をする場を設けて地域と町が一緒になって運営していくというふ  
うな体制はつくっていきたいというふうに思っております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 10年先まで心配してもらって、それはありがたいことです。もう  
補佐責めるのは気の毒や。副町長、どう思われますか、この件について。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） この制度につきまして、まずは町全体の活性化ですけれども、ま

ずは地域の活性化、多くの方が訪れていただき、そして物品についても多く買っていただく、こういうことを目指しております。しかしながら、本件につきましては町の直営ではなくして、やはり指定管理ということで運営していきますので、その場合独立と  
いいですか、この自主センター、いわゆる町のほうから補填なくしてやっていただきたい、こういうようには思っているところは事実でございます。

しかしながら、今谷口副議長さんおっしゃるように、まだ出発もしていないこの状況で、果たしてそのとおりいけるかということを少し心配しております。そういうことからしまして、やはり今の貴重なご意見でございますので、今後、指定管理者のほうに予定していただく方等のほうにも十分詰めて、そしてできるだけ活性化につながるように、寂しくなるようなそういったものにならないように、お互い意見を出し合い協議しながら、この施設が活性化して、いわゆる観光の一つのスポット、拠点にもなるように、そんなふうにお互い努力しながらやっていきたい、こんなふうには思っているところでございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。今までよい前例がないので、これを機会によい前例になるようにお願いしたいと思います。これはもう答弁要りません。終わります。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第14号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員、よって議案第14号、宇治田原町お茶の京都交流拠点

施設の設置及び管理に関する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、議案第25号、宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

資料のほうをごらんください。

まず、趣旨としましては、都市公園法施行令等の一部改正に伴いまして、都市公園を設置する場合における住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準について、都市公園と同等の機能を果たすものと評価される市民緑地の1人当たりの面積を控除した面積とするとともに、都市公園法施行令で規定されております都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積割合、これについて地域の実情に応じた対応ができるよう、国基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとなったので、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、都市計画区域内における都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10㎡以上としているところでありますけれども、市民緑地認定制度の創設、これに伴いまして、区域内に市民緑地があるときはその標準敷地面積から市民緑地面積を控除する旨を追加されたものでございます。ちなみに、本町の場合まだこの都市緑地法における市民緑地はございません。

また、4条に規定されるものになりますけれども、都市公園における体育館やグラウンドの運動施設の割合を、これも国の基準を参酌しまして、条例で定める割合は100分の50とするというのを加えた、新たに条文を制定するものでございます。

こちらにつきましても、都市公園法施行令第8条第1項に、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないというふうにあるためでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 異議なしと認めます。

議案第25号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員、よって議案第25号、宇治田原町都市公園等の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、宇治田原町有林管理条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長(木原浩一) 失礼いたします。

議案第26号、宇治田原町有林管理条例の一部を改正する条例を制定するについてを説明させていただきます。

資料の3、4枚目をごらんいただきたいと思います。概要を載せさせていただいております。

この条例のこの内容につきましては、2月の常任委員会でもご説明させていただきましたとおりでございます。読み上げさせていただきます。

条例の制定の経緯ということで、昭和31年、田原村、宇治田原村の合併により宇治田原町となったことを契機に、当時の国有林であった御林山を町有林として払い下げを受ける議案を議決し、大阪営林局に申請書を提出して、昭和32年3月30日に国有林の売買契約書を締結いたしました。町有林となった御林山の円滑かつ適正な管理運営を図るため、宇治田原町有林管理条例を昭和37年に制定し、町有林管理委員会を設置いたしました。

改正の背景ということで、2番目を読ませていただきます。近年における森林の役割

として、国土の保全、水源涵養及び保健・レクリエーション等の公益的機能の充実への期待が高まるなど、条例制定時から森林を取り巻く環境が求められる役割が大きく変わってきております。また、平成29年5月、町議会からの「審議会等への議員参画見直しについて」により委員就任自粛依頼を受けているところでございます。

改正内容といたしましては、町有林を取り巻く環境変化に柔軟に対応し、かつ公益的機能のさらなる充実を推進するため、幅広くかつ多角的な視点から町有林の管理経営が行える組織構成へと改めます。あわせて、議会からの議員参画見直し依頼の趣旨に鑑み、議員への委員委嘱を取りやめ、また現地視察に係る規定に関し、改変した組織構成の目的に即した条文に改めたいと考えております。

下の表でございますが、現行は組織といたしまして、町議会議長、副議長及び常任委員長と4名ということになっております。それが、森林管理経営に専門的な知識を有する者といたしまして、5名の方をお願いしたいと思っております。この5名のうち3名、上位から森林組合長、生産森林組合連絡協議会長、山の活用を考える会長、これは現行と同じでございます。その他、森林に知識のあるものとして、森林組合の事務局員、京都府山城広域振興局森づくり推進室職員ということで、これはもう一応話はさせていただいております。

それと現地視察ということで、委員会は年間少なくとも1回以上町有林を視察し、必要事項を町長に具申するというところでございますが、今回、委員会は必要に応じて町有林を視察するというところで、改正をさせていただきたいと思っております。

施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行させていただきたいと思っております。

以上、ご審議賜り、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

谷口委員。

○委員（谷口重和） これも1点だけこの一番下段の現地視察の件ですけれども、これ、「年1回町有林を視察する」から「必要に応じて視察する」と変わってますけれども、これ、年1回もないんですか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 年1回というのも、年に2回ということも考えられることは考えられるんですが、今のところ町有林に関しまして、間伐、枝打ち等の施業をさせて

いただいて、それを周期的に繰り返しております。それで、何回かに1回には、その山の視察も行っていただければと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） いえいえ、私が聞きたいのは、年に1回も、ゼロ回でもよろしいかと聞いているんです。何もない年もあるんですかと聞いているんです。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） はい、ゼロ回するときもございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） じゃ、わかりました。

○委員長（垣内秋弘） 今の話は、全く必要に応じてということなので、全くない年もあるし、年に2回発生するときもあるし、要は必要が生じた場合は行きますよということで理解いいわけですね。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） はい、そのとおりでございます。

○委員長（垣内秋弘） ほかに質疑はございませんか。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 今視察ということで話あったんですけども、この会は町長が諮問と  
いうのか、具申した場合に委員会を開催されるということでよろしいですか。

○委員長（垣内秋弘） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時14分

○委員長（垣内秋弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ただいまの浅田委員のご質問の件でございますけれども、本委員会におきましては、審議する事項といたしまして、管理経営に関することとなっております。この管理経営に関することに関して具体的な例で考えますと、財産を処分する場合とか、そのような重要な案件のときにつきましては、委員会を町長のほうから諮問いたしまして、その諮問に応じて委員会を開き審議いただいた結果、また町長のほうに具申をいただくという形で、委員会のほうを運営していくこととなっております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 改正の背景の中で、水源の涵養及び保健・レクリエーション等の公益的機能の充実への期待が高まるなどというようなことが書いていますので、担当課としてこのようのところをしっかりと見ながら取り組んでいていただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（垣内秋弘） 意見、要望でよろしいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 異議なしと認めます。

議案第26号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第26号、宇治田原町有林管理条例の一部を改正する条例を制定するについては原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号から議案第37号までの8議案については、指定管理者の指定についてであるため、一括して議題といたします。

当局の説明を求めます。奥谷課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 議案第30号から37号までの8議案に関して、ご説明を申し上げます。

先ほどもご説明申し上げましたが、指定管理者についてでございます。先ほど奥山田ふれあい交流館につきましてご説明を申し上げたところですが、同じようにただいま議題となつてございます8議案、それぞれ平成30年3月31日に現在の指定期間が満了することに伴いまして、引き続き指定管理者を指定しようとするため、議会の議決を求めようとさせていただくものでございます。先ほど申し上げましたが、全て地域に密着した施設であり、これまでから指定管理をお願いしている団体さんにより、適切に管理運営が行われてきましたことから引き続き今後も円滑な管理運営が期待できるということで、同じ団体さんをこうして管理者として指定しようとするものでございます。

先ほど、ご説明いたしました横長の表を再度見ていただけますでしょうか。ただいまの議題となっておりますのは、上の3番目、ナンバー3から10まで、議案で申し上げますと一番左に括弧で書いてございますが、第30号から37号議案ということでございます。

3番目からご説明を申し上げます。

まず、建設環境課所管の30号と31号議案、銘城台自然公園と銘城台児童公園につきましては、いずれも銘城台自治会さんのほうに引き続き30年4月1日から3年間指定管理をお願いさせていただきたいと考えておるものでございます。

それから、32号、33号、34号、緑苑坂てんじんやま公園、緑苑坂にし公園、緑苑坂なか公園につきましては、これも建設環境課が所管してございますが、この3つにつきましても、引き続き緑苑坂自治会様のほうに3年間引き続き指定管理をお願いしたいと考えておるものでございます。

8番目、議案第35号、宇治田原町林業センターでございます。

産業観光課の所管となりますが、この施設につきましては、宇治田原町森林組合さんのほうに指定管理をお願いしております。引き続き4月1日から指定管理をお願いしたいと考えておるものでございます。

下から2つ目、議案第36号、森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園）でございますが、これも産業観光課の所管となりますが、現在郷之口生産森林組合さんのほうに指定管理をお願いしてございます。引き続き3年間の指定管理をお願いしようとするものでございます。

そして、一番下、第37号議案でございます。

宇治田原町商工センターでございます。これも、産業観光課の所管となりますが、これまでより宇治田原町商工会さんにより指定管理をお願いし、維持管理等お願いしておるところでございます。引き続き3年間指定管理としてお願いしようとするものでございます。

以上、私のほうから8議案につきまして、一括してご説明させていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） この35号、林業センター、この建物、相当年数もたっていると思うんです。これ、何年たっていますか。出なかったらよろしいです。また調べておいて

ください。時間の無駄ですし。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） ちょっと調べて。

昭和55年に建設されたものでございます。

（「何年になるかな。計算機」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） それについて、ちょっと雨漏りもあるような建物を見るとするんですけれども、改修工事とかは今のところは考えておられませんか。建物の改修工事。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 今のところ考えてはおりません。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 指定管理者からそういう話は出ていませんか。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 今のところ、ちょっと確認はできておりません。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） なかったらよろしいです。

次に、37号、商工センター、この消耗品などは、これは指定管理者持ちですか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課長補佐（富田幸彦） 指定管理者の商工会の事務費の中で賄われております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） と言いますのは、蛍光灯の球、これも消耗品、それも指定管理者内に入っておりますね。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課長補佐（富田幸彦） はい、そのとおりです。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 異議なしと認めます。

まず、議案第30号、指定管理者の指定について(銘城台自然公園)の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって議案第30号、指定管理者の指定について(銘城台自然公園)は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、指定管理者の指定について(銘城台児童公園)の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって議案第31号、指定管理者の指定について(銘城台児童公園)は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、指定管理者の指定について(緑苑坂てんじんやま公園)の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって議案第32号、指定管理者の指定について(緑

苑坂てんじんやま公園)は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、指定管理者の指定について(緑苑坂にし公園)の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって議案第33号、指定管理者の指定について(緑苑坂にし公園)は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、指定管理者の指定について(緑苑坂なか公園)の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって議案第34号、指定管理者の指定について(緑苑坂なか公園)は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、指定管理者の指定について(宇治田原町林業センター)の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって議案第35号、指定管理者の指定について(宇治田原町林業センター)は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第36号、指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（垣内秋弘） 挙手全員。よって議案第37号、指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）は原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、宇治田原町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の実施についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 宇治田原町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の実施についてということでございます。

宇治田原町営土地改良事業、平成29年10月21日から23日発生 of 台風第21号豪雨災害により被災した農地農業用施設の復旧工事を実施したいので、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度災害復旧事業計画の概要書でございます。

1番目の事業の目的といたしましては、平成29年10月21日から23日に発生、台風第21号豪雨災害により被災した農地及び農業用施設の機能回復を早期に図り、農業生産の維持と農業経営の安定に資するというところでございます。

2番目の事業計画の概要でございます。

この台風の第21号豪雨災害により被災した農地3件、農業用施設1件を国の補助を受けて、平成30年度にその復旧工事を実施するものでございます。

3番目の計画事業費及び資金計画でございます。

資金及び負担計画ということで、工種の農地でございます。事業費713万2,000円、そのうち国庫補助が50%で、356万6,000円でございます。

次に、町費といたしまして40%、285万2,800円、受益者負担ということで71万3,200円、合計713万2,000円ということでございます。

次に、農業用施設でございます。事業費が1,743万3,000円、国庫補助金が65%、1,133万1,450円、町費といたしまして、事業費に対しまして25%、435万8,250円、受益者負担といたしまして事業費に対して10%、174万3,300円、合計1,743万3,000円ということになります。

次に、応急工事の計画というところでございます。

この表で、上3つが農地でございます。

1番目は南地区、これの工事計画といたしましては、フトン籠延長9m、4段積みということでございます。2番目が、立川、フトン籠延長17mの4段積みということでございます。3番目が、禅定寺地区、これがフトン籠延長15m、1段から5段積みということでございます。それと、4番目が、湯屋谷地区でございます。これは、のり枠の土壁工、延長が18mでございます。

以上といたしまして、工事着手及び工事完了予定期間時期といたしましては、平成30年4月から31年3月までということで、工事に着手したいと考えております。

以上でございます。ご審議賜り、ご可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 異議なしと認めます。

議案第38号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(垣内秋弘) 挙手全員。よって議案第38号、宇治田原町営土地改良事業(平成29年災害復旧事業)の実施については原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分にかかわります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査とあわせて、以上で今回総務建設常任委員会へ付託されました14議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また文教厚生常任委員会に付託されている議案につきましても、3月29日の本会議において討論される方は、討論通告書を3月27日火曜日午後5時までに議長宛てに提出してください。

日程第4、第4四半期の事業執行状況(変更)についてを議題といたします。

最初に、建設環境課所管について当局の説明を求めます。垣内建設環境課長。

○建設環境課長(垣内清文) それでは、平成29年度第4四半期におけます事業執行状況につきましてご説明申し上げます。

変更点だけ申し上げます。

お手元の資料のとおり、1番目、地籍調査事業でございます。

こちらにつきましては、ご提案申し上げております3月補正の予定で2,800万円が追加、これに伴いまして繰り越しを予定してございます。

7番目、新市街地連絡道路整備事業でございます。

これにつきましても、補正を予定してしております1億円、これが3月に補正をいたしました後に繰り越しを予定してございます。内容は、南北線の道路工事の用途として考えて

おります。

それから、10番、道路施設長寿命化修繕事業でございます。

こちらの中の橋梁修繕工事につきまして、繰り越しを予定しております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 2番の南北線設計業務、これはいつごろになりますか。まだわかりませんか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 南北線設計業務につきましては、もう既に終わっております。完了しております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございますので、これにて建設環境課所管についての質疑を終了いたします。

次に、プロジェクト推進課所管について、当局の説明を求めます。山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） プロジェクト推進課所管の事業執行状況につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1番目でございます。新庁舎建設事業についてでございます。

こちらのほうにつきまして、庁舎の建設に伴います敷地に伴います道路高なり、新庁舎の敷地地盤高等の決定時期等の関係で土地利用計画のおくれ、また庁舎規模の決定時期が12月末となりまして、この結果として設計業者につきましては、鋭意努力をいただいたわけでございますけれども、年度内での完了というのが非常に難しくなってきたというようなことございます。大変遅くなりましてまずもってお謝りをさせていただきたいというふうに思います。それに伴いまして、一部業務のほうを切らしていただきまして、平成30年度に実施をさせていただきたいというようなことで考えているところでございます。目的でございます建設事業のおくれに及ばないように、今後とも努力をしまいたいというふうに考えてございますので、ご理解のほうを賜りますようお願い

願いをいたします。

続きまして、4番、宇治田原山手線整備促進住民会議助成金についてでございます。

こちらのほうにつきましては、2月23日に住民会議の役員会を開いていただきましたので、それを追加させていただいてございます。

続きまして、5番目、宇治田原山手線整備事業でございます。

こちらのほうにつきましては、西日本高速道路株式会社様に対して債務負担行為の設定をする中で、平成29年から31年の事業として現在進めているところでございますけれども、この業務につきまして、一部工事を繰り越しをさせていただきたいというようなことでございます。あと用地関係につきまして、31年1月完了と1月の委員会のほうでご報告をさせていただいたところなんですけれども、地権者様とのご協議によりまして、2月で完了させていただいているところでございますので、この点につきまして変更のほうをさせていただいてございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） 1番、新庁舎、またこれちょっとおくらしている、いつでもおくらしているばかりで、これからはもうとにかく計画よりも一歩でも二歩でも三歩でも前進してもらわんと、どこでどうなるわからんような反対も出てきよるから、とにかくそれだけお願いしたい。とにかく計画したらもう着実に進んでもらわんと。お願いしておきます。

○委員長（垣内秋弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） ご指摘の点はごもっともだというふうに思っております。できる限り、計画どおり、また計画よりも前のめりでも進められるような形で努力してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。これにてプロジェクト推進課所管についての質疑を終了いたします。

続いて、上下水道課所管について、当局の説明を求めます。青山上下水道課長。

○上下水道課長（青山公紀） それでは、上下水道課所管の執行状況ということで、ご説明させていただきます。

まず、2番、公共下水道（管渠）整備事業ということで、これの1の⑥禅-1-8地区面整備工事及び水道管配水管移設受託工事ということで、延長を少し伸ばしましたので、それに伴いまして、工期を2月20日当初完了予定でございましたけれども、3月25日ということで延ばさせていただくということでございます。

続きまして、5番目の禅定寺加圧ポンプ場移転新設事業ということで、これにつきまして一番下のエの禅定寺送水管・配水管実施設計ということで、これの設計を3月下旬に入札させていただくということで、ようやく決めさせていただきました。一応入札予定3月28日となっております。おくれた理由につきましては、禅定寺の配水池への送水管のルート、そういうことについて場所等いろいろ模索しておりまして、それに時間を要しましたことから、繰り越しということでさせていただいて、3月下旬に入札させていただくということでございます。

続きまして、6番目の第5次拡張事業計画変更認可図書作成事業につきましては、これにつきましても、繰り越し予定ということでございます。これは、新名神高速道路事業に伴う区域拡大と変更に係る関係者との協議、調整に時間を要したということで、繰り越しをさせていただきたいというものでございます。

それと、7番目に禅定寺加圧ポンプ場移転新設事業、これにつきましては、先ほど2番の公共下水道（管渠）整備事業で申しあげましたこの中の工事の一連でございますので、これにあわせて工期を延長させていただくというものでございます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 特に質疑がないようでございます。これにて上下水道課所管についての質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分にかかわります第4四半期の事業執行状況（変更）についてを終了いたします。

日程第5、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、建設環境課所管の宇治田原町地域公共交通会議についてを説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、宇治田原町地域公共交通会議についてのご説明を申し上げます。

去る2月28日に実施いたしました第3回宇治田原町地域公共交通会議の内容について、ご報告申し上げます。

前回と協議テーマはほぼ同様でございます。

まず、町営バスの状況についての説明、その後に町営バスの利便性等の向上についてというのを皆さんでご協議いただきました。

この中身としましては、新たなバス時刻表の作成でございます。

従来使っておりました町営バスの時刻表、これ小さいサイズのやつ、これは残しつつにはなりますけれども、これに町営バス、それからコミバス、また路線バス、それぞれのバスの時刻表がばらばらにあるのを、全て1つにまとめ、なおかつルートの中身載せた、こういったちょっと大きいサイズ、サイズは大きくなりますけれども、新しいバスの利用形態が載っているバスの時刻表のほうを、現在作成中でございます。ここには、今回テーマと挙げております主要スーパー、これを新たなバス停として追加しております、買い物への利用のための使い方、それから町営バスの時刻だけではなくて、先ほど言いましたように、ほかの路線バスやコミバスの時刻も掲載し、皆さんにご利用いただきやすい利用促進が図れるよう工夫をしているものでございます。現在、まだ微修正をしておりますので、またでき次第皆さんのほうにお配りし、住民の方々にも配布をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、有料化についてでございます。

町営バスにつきましては、現在無料での運行をしておりますが、常に有料化については、検討していきたいというふうに考えております。現段階では、運行経費の問題、それから利用者数が非常に少ないということの懸念もございます。有料化によるバス離れということを見ると、今は無料のほうが望ましいというふうな意見が出てまいりました。

しかし、中には受益者負担とすることが原則であると。いわゆるただではないよということが原則ではないかという委員からの意見もございましたので、今後も継続して検討していくべきであるというふうに考えております。本町の公共交通の中でも、路線バス、これを維持することが最重要の課題であるというふうに考えております。

次に、公共交通の利用促進に向けた取り組みについてでございます。

公共交通空白地域への対策ですが、町営バス停まで約300m以上の地域におきまして、タクシー利用料金補助、これについて検討していきたいというふうに考えております。皆さんからの意見の中でもそのままでもいい、その検討がいいじゃないかというご意

見をいただきました。

また、緑苑坂地域ですが、路線バスの乗り入れがありますので、交通の空白地ではございませんが、町営バスの空白地域という形で路線バスの利用促進を図るために、運賃の一部補助を検討していこうと。実際には、空白地の考え方でいきますと、緑苑坂非常に便利な地域だというふうに考えますけれども、現在無料での町営バスと比べましたらというところもございますので、バスの利用促進を図るための一部補助ということを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、最後になりますけれども、観光に関する取り組み、観光周遊バスについてですが、今週末3月17日から本格的に運行いたします。毎週土、日と祝日に運行しまして、10月末まで実施を計画しております。これは、京都京阪バスの湯屋谷延伸路線と同じ期間となります。4月以降の運行経費につきましては、今議会にご提案申し上げます平成30年度予算に計上しておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

使用するバス車両につきましては、「なごみ号」と申しまして、ポンチョタイプの一回り大きいタイプのバスでございます。

また、作成しましたポスター、それからチラシにつきましては、町内の主要な施設には置かせていただきますけれども、基本的には町外の利用の方をメインにそういうようにターゲットを絞っていきたいと考えておりますので、宇治ですとか京都市内、そういった施設や駅などに配布をし、皆さんの目にとまるどころへ配っていきたいと考えております。この地域公共交通会議につきましては、次年度以降もバス等の利用促進に向けまして、協議を続けてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。谷口委員。

○委員（谷口重和） バス停ですけれども、きちっとした固定的なバス停は無理やと思うんで、今、旗立ってますわね。できたら時刻表ぐらいあるようなポール、それぐらいは立てられないものか。ただいま、バス停いう旗だけで、どうも知らん人は乗りにくいと思いますし、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） まさしくおっしゃるとおり、今年度作りました黄色いバス停の旗タイプにつきましては、簡易的なものという考えのもとでつくっております。実は、次年度の予算の中に、全バス停ではないんですけれども、主要なところのバス停

につきましては、今、副議長おっしゃられますような、いわゆる一般的なバス停の、サインタイプになります。そこに時刻がわかるようなものも載せながら、皆さんのご利用する場所を明示していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） できるだけ数の多いほうがよろしんで、多いほうを望んでお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ほかにないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、不法投棄やっつけ隊についてを説明を求めます。垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） それでは、不法投棄やっつけ隊についての説明を申し上げます。

まず、このやっつけ隊というのは、京都府での事業でございます。

ここに概要の中にも書いておりますように、やっつけ隊と申しますのが、かつて山間部で頻発しておりました大規模な不法投棄につきましては、徐々にではありますけれども減少をしているものの、小規模のものはまだ至るところで発生しております、その行為をした者の特定も難しい上、土地所有者がその処分をすることになるなど、迷惑でしかありません。それに投棄されたごみを放置すると、また次の不法投棄にもつながるため、地域にとっても困り事というふうになっております。そのために京都府が事業主体となりまして、地域住民、ボランティア、廃棄物処理業者、自治体（職員）らが力を合わせて不法投棄を撤去し、不法投棄をさせない機運を高める仕組みをつくっていく。これが、不法投棄やっつけ隊ということでございます。撤去作業なんかをマスコミに報道してもらうことで、再発防止のための啓発看板、監視カメラとともに、今後再発防止をしていきたいというふうに考えております。

それと、このやっつけ隊につきましては、先ほど申しましたように、ボランティアさん、それから企業の協力を参加を募りまして、あす3月14日午後から田原川の荒木橋から宵待橋の間で、廃棄物の撤去活動を行います。特に、府道宇治木屋線沿いの水道の庁舎から下流、宵待橋の間につきましては、道路からの不法投棄がありまして、資料のこの下の左側の写真にありますように、これ実は川のところに投棄されたソファの残骸でございます。このように、道路のほうからも投げ捨てられるというふうな現状がご

ございますので、ここから不法投棄やっつけ隊ということをしていこうと考えております。ただ、この区間につきましては、非常に足もとが悪いために、協力企業と役場職員で撤去作業には当たろうというふうに考えております。ボランティアの方々には、水道庁舎から上流、河川の堤防及び副堤部のごみのお願いをしているところでございます。

この撤去作業に先立ちまして、この事業の流れにあります1番目でございますけれども、ワークショップを去る3月2日に本町の文化センターにて実施をいたしております。そのときに不法投棄の撲滅、それから撤去作業を安全に行うにはというふうなテーマで、いろいろなご意見を皆さんからいただきました。

印象的なものとしたしましては、「不法投棄をなくすには」というテーマでは、モラルが低下している、それと教育の問題が非常に大きいのではないか、それからお金の問題があるのではないかというものが出されておりました。実際に不法投棄は犯罪の行為となっておりますけれども、その行為をしている人にその罪の意識は低いということが、この不法投棄が起こっている原因ではないかというふうなことも意見を言っておられました。

こうしまして、京都府の事業で京都府の指揮のもとに、あす撤去活動を実施し、不法投棄やっつけ隊がマスコミさんを通じて、今後また広く周知していただければ、その周知することによって本町が美化意識の高いまちであることを発信できればというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） この間の一般質問でも言いましたけれども、役場だよりなどもくぎの散乱のときには大いに役に立ったと思います。先ほど言うておられましたけれども、マスコミを通じてというようなことで、周知していくということなんですけれども、そういう周知方法を考えていただいて、役場だよりなどを出すとか、そういうような環境面での便りを出すというような計画はございませんか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 今、現在のところ環境とかごみの問題についての具体的な広報のところは考えてはおりませんけれども、例えば、ボランティアの方々が日ごろ行っていておられる活動なんかを今後は広報、役場だよりにするかどうかはあれにしましても、町なりからそういったボランティアの方々の活動を皆さんに周知させていただくことが、それぞれのモチベーションにつながるのではないかとというふうに考えて

おりますので、今後そういった広報のほうはしていきたいと考えております。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 抑止力を高めるという観点からもそういうようなこともちょっと考えていただきたいなと思いますし、ボランティア活動、地域力を高めていくそういうのんも周知していただきたいなと思います。これ要望にかえておきます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。松本副委員長。

○副委員長（松本健治） この件については以前にも、他の議員からの一般質問にもありましたけれども、場所的には今回こういう地域の取り組みなんですけど、意外にもこういうような投棄する場所というのは、やっぱりそういう人が思うところというのは条件がそろっているというふうに思うんですけども、そういうことも考えながら今後ちょっと対応してほしいのと、実はこの中でボランティアの方も本当にご努力いただいて、同じ対応していただくところについては、感謝でも示せるように以前にも申し上げましたけれども、ちょっとやはり役場もそうですし、地域もそういう方については感謝できるようなやっぱりそういう何か用意ができればいいかなというふうに思っております。それと、これはどう見ておられるのか。投棄は、やっぱり町外関係者がされている方が多いということなんでしょうか。どういうふうに見てはりますか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 私見になるかもしれませんが、町外だというふうな考え方のほうがあります。といいますのが、今回、通行している車からの投棄かもしくはおいて投棄されているのか、ちょっとそこらは定かでないものの、やはり不法投棄される場所というのは、人目につかない場所で監視カメラとかがあると、なかなかされにくいと言われるのは、いわゆる人目があると見つかったらかなんという意識なんだと思うんですけども、やはり見つからない場所。これは先ほども言いましたように、私個人的な意見になるかもしれませんが、自分の敷地はきれいにしておきたい、だが外にほるのは大丈夫。よく我々も通常のごみを拾いに、うちの職員も行くんですけども、車の中のごみ、例えば食べたものですとか、飲んだものがぼいぼいと窓からほられます。それというのは、人の持っている意識で、いわゆる自分の周りだけきれいにしておきたいという感覚ですので、町の中の人よりは町外からの人が、自分のエリアの外にほかすというような意識が働くのかなというふうに考えておりますので、そういったことは思っております。実際、先ほど言っておられたように、今後ここだけではありませんので、ほかにも温床になっている場所が何件か聞いております。ただやっつけ隊でやるかは別

にしまして、こういった取り組みが続けられるように、またボランティアの方々の協力を得られるように、続けていきたいというようには考えております。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 今もちょっと一部心理描写と言うんですかね、そういうことも考えて表現されていましたが、ちょっとそういう対策の中にそういうような部分もちょっと研究の上、1つの対応としてやられたらいいんじゃないかなというふうに思いますので、それはよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと次に、今後の展開なんですけれども、こういう類いの形はどんなことをこれから考えておられるのか、頻度とか、その辺をちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 今のところまだその計画はないんですけれども、やつつけ隊を今回やらせてもらった、先日のワークショップなんかでもお話が出ていましたように、やっぱりこういうのは続けていきたいというお声もいただきましたので、定期的に行えるかどうかちょっとまた今後協議はする必要はあると思うんですが、何らかの形で、こういった不法投棄の場所に我々行政と、それから住民の皆さんのお力をおかりしながら、全く同じとは言いませんけれども、似たような形で続けていくことで、また美化活動への意識の高揚もできますし、ボランティアの方々のいわゆるモチベーションの向上にもつながるといふふうに考えておりますので、今後もつなげていきたいなと思います。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） ちょっと最後にもう一点だけ。

ぜひ今後タイミング合えば私も参加したいなというふうに思いますが、あと一番最後に書いておられる看板と監視カメラの関係なんですけれども、これはこの年度にこういうの入ってましたですかね。次の年度に。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） もともとある今現在保有のカメラを、今つけている場所を変えて、今回この事業に伴ってカメラの設置をしたいということでございます。ですので、新年度の予算はあるわけではございません。

○副委員長（松本健治） 以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 私事から入りますけれども、きょう私の地域では燃えるごみ、と言いますのもうちの地域では、私のグループは11軒でしたか、ごみを出しているんです

けれど、朝7時以前は出すなど、7時以降に出さない、ブルーシートで覆いなさい、それを守っているんですよ、そのルールは。いつでも、それ以前に他所からごみを持って来ると、7時になるともちろん無人やからカラスも猫も荒らして、きょうもほうきで掃いてまとめてやったんですけど、そもそもやはりルール、ごみ出しているそのグループはグループのその場所やから、それを他地区から持って来るのは、それはもうルール違反やから、そういうこともやっぱりちょっと啓発にどこかでチラシ入れるとか、町民の窓で、もちょっとしかるべき措置をとってもらいたいのと、この不法投棄やっつけ隊、これはもうすばらしいことです。これはやっつけ隊、私らは他所から持ってくる、これもやっつけ隊やから、朝、起きたらのぞいたりしていつでも監視はしているんです。ところが、それをまったくぐり抜けて朝5時以前に出すとか、それもあるんです。その逆の立場から、せっかく出した資源ごみ、資源ごみは朝7時と言わんともっと以前からそれはもう別に鳥がつつくわけやなし、猫が持っていくわけやなし、資源ごみを先行して回収する業者というか、個人というか、いまだにおるんです。それも徹底してもらいたい。せっかくの資源ごみを町が回収するまでに業者なり個人が持って行くというたら、これはもう窃盗やから、せっかくの財産をとっていきようなものやからね。それも徹底してもらいたい。これだけお願いしたいと思います。ちょっと何か答弁あったら、よろしくをお願いします。

○委員長（垣内秋弘） 垣内課長。

○建設環境課長（垣内清文） 今、ごみの出し方とか、今おっしゃられるようなそういった問題は、実際には私どもも住民の方々から連絡いただいております。

まず一つ、さきに申されましたチラシとか啓発、町民の窓でもそういった活動はしているんですけども、また頻度も上げながら皆さんにご指示したいと思います。特に南さんは月曜日になるんですかね。大きな燃えないごみなり粗大ごみなんかを出したときに、そういった方が持って帰るという事例は、前にも副委員長から聞きましたし、他地域でも聞いております。そういった場合には、直接声をかける勇気なかなか難しいので、例えば車のナンバーを覚えていただくであるとか、それからその時間であるとかいうことを我々に教えていただいて、我々のほうで対応していきたいというふうに考えております。そういったこともまた個別にあった場合には協議なりお話なりをしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） よろしいか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

建設環境課所管事項報告の質疑を終了いたします。

なお、12時を回っておりますが、このまま最後まで継続して審査させていただきま  
すので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、プロジェクト推進課所管の新市街地都市公園基本計画についてを説明を求めま  
す。谷出プロジェクト推進課長補佐。

○プロジェクト推進課課長補佐(谷出 智) それでは、ご説明させていただきます。

お配りしております資料のうち、新市街地都市公園基本公園計画(案)に対するパブ  
リックコメントの実施結果についてをごらんいただきたいと思います。

こちらのほう、パブリックコメントということで、意見募集の期間が平成30年1月  
18日木曜日から30年2月7日水曜日まで実施させていただきました。提出いただ  
いたご意見、9名の方から29件ございました。

本件につきましては、既に町ホームページで公表済みでございます。

件数が多くございますので、個々のご説明は省略させていただきたいんですが、肯定  
的なご意見と否定的なご意見ほぼ半数ずついただいておりますような状況でございます。

肯定的な意見につきましては、公園計画についてハード、ソフトの両面から具体的な  
ご意見が多く、今後予定しております実施計画において、貴重なご意見として参考にさ  
せていただきたいというふうに考えております。

また、否定的なご意見につきましては、多くが本公園計画地についてアクセスの問題  
であったり、土地履歴から敷地に対する不安等お持ちということで、よって本計画全般  
に対して反対というご意見がそのご趣旨であるように思います。こちらにつきましては  
第5次まちづくり総合計画等における中核的な総合公園の整備方針や新庁舎に隣接した  
防災機能を兼ね備えた公園整備の必要性をご理解いただくとともに、アクセスについま  
しては、どなたでも気軽に集える公園を目指し、公共交通の拡充等検討を重ねること。

また敷地につきましては、現在まで実施しております地盤調査や土質検査を踏まえ、  
当該地は安全な土地であるとの認識を持っており、これからも実施設計を進める中で、  
必要であれば地盤改良等による対策等検討している旨、町の考え方をお示ししたところ  
でございます。

これらのご意見をいただく中で、都市公園基本計画につきましては、当初の原案どお  
り策定させていただきました。本日、概要版と計画書本編をお配りしておりますが、前

回委員会での説明と変更等ございませんので、今回ご説明は省略させていただきますが、ご高覧いただければと存じます。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） なしということで、これにて質疑を終了いたします。

プロジェクト推進課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管のお茶の京都博エリアイベント「全国茶香服大会」の実施結果について説明を求めます。木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 失礼いたします。

お茶の京都博エリアイベント「全国茶香服大会」の実施結果についてご報告を申し上げます。

開催日時といたしまして、平成30年3月4日の日曜日、午前10時から午後9時までということで、茶香服大会の競技につきましては、13時30分から17時15分までということでございます。

開催内容といたしましては、2ページ目、3ページ目をごらんいただきたいと思えます。2ページ目の一番上でございます。茶香服競技ということで、これはJA宇治田原町支店での会場で茶香服の様子を掲載させていただいております。

次、2番目のイベント会場ということで、住民体育館の中のステージイベント、特産品販売・食事ブース等を掲載させていただいております。

次に、3ページ目の観光拠点プログラムということで、永谷宗円生家、それと禅定寺さん、それと猿丸神社、正寿院さんという順に来訪者の様子とイベント等を掲載させていただいております。

次に、3番目の来場者数ということでございます。これ総計1,900人、茶香服競技会場のJAのほうには170人、イベント会場住民体育館に900人、観光拠点会場永谷宗円生家ほか5カ所で830人ということでございます。

次に、4番目の臨時バス利用者ということで258人、京都方面のシャトルバス（京都駅）が40人、宇治方面のシャトルバス（JR宇治、京阪宇治）96人、町内周遊バスAコース（永谷宗円生家、正寿院）65人、それと町内周遊バスB（禅定寺さん、猿丸神社）が66人ということでございます。それと、茶香服競技の入賞者、受賞者ということで、総合優勝者吉田浩実様、次に優勝、一般の部で永野莉乃様、子どもの部で西

村太陽様、茶業関係者の部で吉田浩美様ということでございます。

それと、一般の部では、ドイツ、マレーシアほか海外から6カ国、合計8カ国から15名の参加がございました。

上記のほか、来賓の部といたしまして、16名も競技に参加いただいております、保護者がまた23名の付き添いということで参加していただいております。

6番目の結果の総括ということで、まとめさせていただいております。

開催当日は天候に恵まれ、想定された寒さもなく、絶好のイベント日和となりました。今回初めて全国から一般参加者を募り、大人も子どもも茶業関係者も一緒に競い合う茶香服大会を開催、定員を超える応募があり、参加者からも年齢、経験に関係なく、会場一体となって楽しめました。また参加したい等の声が聞かれるなど、茶香服の魅力やイベントしてニーズが把握できたものとともに、町内茶業者が一致団結して運営に当たり、成功裏に終えたことは大きな成果と言えらると思います。また、町内の各所において、多彩なプログラムを同時に開催し、周遊バスでそれらを結ぶという試みについて、偏りなく来場者を集めることができ、町を挙げてのおもてなしが提供できる担い手、ノウハウがあることを確認できたと思います。

一方、集客面において課題が残る結果となりました。要因としては、広報が直前になり周知が不足したことや、府内のほかの行事と日程が重複したことなどが考えられます。

今回の結果を踏まえ、実行委員会及び協力団体の意見等を集約して単発のイベントで終わらせることなく、来年度事業の展開を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 今、結果の総括ということで、全国茶香服大会評価、また反省点あったと思いますけれども、私も湯屋谷の中でホスト言うんですか、おもてなしをさせていただいていたんで、メインのこととか全然わからないんですけども、そのあたり副町長についておられたと思うんで、ちょっとお話し伺いたいなと思います。評価、または反省ですね。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 全般的な評価といたしましては、ここのペーパー書いてもらっているように基本的には成功裏に収めたというふうに思っておりますので、ただ課題は広報の問題もありまして、もう一つは時期もやはりあるんじゃないかというふうに思っ

いますので、この中で観光の拠点のほう800人というのは、これは多い少ないいろいろあると思いますけれども、やはり寒い時期というのは一定観光の、こちらのほうの参加者についてはどうしても秋なり、そういったときの方がいいんじゃないか。そういう点は1つは、ここには書いていないところでは思っていることとございます。そういう面も含めまして、ここにも書いておりますように、このお茶の京都ということで、当町におきましては全国茶香服大会をさせていただきましたので、このイベントと言いますか、この業務と言うんですか、これにつきましては引き続き来年度以降もやっていきたいと、こんなふうに思っているところとございますので、やり方につきましては、先ほども触れておりますけれども、やはり改善すべきところは大いに改善して、大いに盛り上げて、先ほどの湯屋谷の茶工場とのこういったものも含めまして、来年度はここも1つのスポットというふうになりますので、これも含めたいいわゆるイベントという形も考えていきたいというふうに思っておりますので、今はまだ反省の途上という部分もありますので、評価といたしましては、より来年は充実と言いますか、よりにぎやかと言いますか、そういったものにやっていけるようさらに努力していきたいとこんなふうに思っているところとございます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 来年度にもつなげていくということとございますので、いろいろ反省していただきたいと思います。

収穫面について、ちょっとお伺いしたいんですけれども、この全国にお茶の産地とか、こちらのほうに案内とか、どのようなアピール方法をしはったのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 茶業関係のほうにつきましては、京都府の茶業団体を通じまして、上部の団体のほうにご案内を差し上げまして、ぜひとも参加をしてくださいと、茶香服への参加者の呼びかけもお願いしますというふうな周知の方法をさせていただいたところとございます。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） これ来場者数が1,900人というようなことでありますけれども、延べ人数になるものかなとは思いますが。その箇所をとっていると思うんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） ご指摘のとおり、延べ人数でございます。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 湯屋谷にしかおらなかったんで、もう一つようわからないんですけども、バスが到着するたびに期待を持ちながら待っていたんですけども、やっぱり時間が午後になってくるとだんだん少なくなってきたというようなこともありました。そういうようなことも含めて、もっともっと来場者数がふえるようなそういうような取り組みになるように、全産地への対応、府に依頼してというようなことやったと思うんですけども、そういう今年の結果を踏まえていいのか、上位入賞者とかこの結果、こういうようなものも踏まえて、案内しはったところへそれなりの来年もよろしくというようなことで、返信言うたらおかしいですけども、案内を来年もやるということであれば、そういうケアまで必要と思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 来賓として来ていただいたところには、来ていただきましてありがとうございますというお礼状をお出しさせていただいています。それ以外のご案内を既に差し上げているようなところにつきまして、来年もどのような内容でということが決まりましたら、またご案内はさせていただきたいというふうには思っておりますし、今回がベストな周知方法と考えておりませんので、もっとこう通じるようなやり方とかも考えていかないといけないというふうに反省をしております。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） 府内の他の行事とか、日程が重複したというようなこともございますけれども、そこから宇治市内であるんやったらそこから宇治田原町に足を運んでもらえるような、そういうふうな仕組みづくりも必要ではないかなと思っておりますことと、あと地元の盛り上がり、この辺の対応につきましては、どのように考えておられます。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 今回、茶香服の参加者の募集というのは1月から開始をして、その際には全国茶香服ということで、かなり多方面にわたって周知をしたところでございます。そのおかげをもちまして、茶香服のほうは参加を多くいただいたところでございますが、一方のイベントのほうは企画自体は、全て詰めて周知するのがこれは遅くなったと、これは反省するべきところだと思っておりますし、それを町内の方にお知らせしたのを、折り込みを入れさせていただいたのも前の週であるというふうな、本当に直前になってしまったことは反省すべきだと思っております。今回、そのような

ところも反省して、もちろん何かやっているなどというのは、今回知っていただいたところも少しはあるのかなというふうに思います。これを次にもっと生かしていくと。今回やったことは、毎年何かの形で展開されていくというふうな周知の仕方は考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） どうですかね、うち地元ばかりの話であれですけど、湯屋谷の中でもイベントを知っていてそこに当日行っている人はある程度盛り上がって、頑張っているかなあかんというような意識あったんですけど、冷ややかな目で何しとんねんみたいな感じで出て行かれる人もありましたし、今日なんやというそういうようなことも聞きました。地元でさえそういうような形で町内の盛り上がりはどうやったんやろうかと、ほかの地域はどうやったんやろうかというようなことで、今、聞かせてもらったわけですけども、やはりその地域力を高めるといのか、いろんな団体に声をかけながら、周知して盛り上げてやっていくぞという、そういう意気込みが全然感じられへんといのか、なかったように思うんですけども、そのあたりどのように考えてはります。こんな状態で続けていく言うたら変ですけども、あれなんかもっとこういろんな団体を通じて頑張ってやっていくんやというそういう意気込みとか、ちょっと聞かせていただけたらありがたいです。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 浅田委員ご指摘のとおり、また多くの住民さんからもいろいろ意見を聞いております。ですので、今回、本当に先ほどからありましたように、初めての取り組みということで茶香服に対しましては、先ほど答弁のとおり1月から取り組みができたんですけども、繰り返しになりますけれども、本当にイベントの内容を詰めていくことにちょっと時間を要してしまったという、結果的にはその点が大きな反省点であるということも私自身も感じておりますし、町として考えています。それで基本的な意見聞いておりますと、やっぱり昔いろいろな大きな行事があった際には、地域が盛り上がっていたということもお聞きしました。その辺を踏まえまして、来年度これからどのような取り組みをしていくかという具体的には考えていきますけれども、本当にその地域、まちぐるみで盛り上げる方法というのをいかにやっていくかということ。を今回本当に意見を聞く中、また体験する中で感じましたので、その辺はしっかり念頭に置いて、次年度は住民の1人でも多くの方が、町がどんな取り組みをイベントしているかということを知っていただいて、来ていただけるような取り組みはやっていきたいと

考えていますので、よろしくご了解いただきたいと思いますので、以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 浅田委員。

○委員（浅田晃弘） いろいろ町民の方にも聞いておられるし、いろいろ考えておられると思うんで、それを来年度事業の展開に検討していくというようなことでございますので、それを生かしていただけてつなげていっていただきたいと思います。以上、要望で終わります。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） この3月4日に向けて、私の家から役場が見えるもので、何時ごろまで仕事をされておられるのか、よくわかっております。そのご努力には本当に敬意を表したいというふうに思います。非常にこの総括出しておられる中の茶業者が一致団結して成功裏に終えたというような大きな成果やったと、こういうような表現も使われていますし、それから偏りなく来場者を集めることができたとかあります。後半ちょっとそういう広報の問題もここに書いておりますけれども、正直言いまして私もずっと回らせて、全部回らせていただいたわけではないんですけれども、非常にちょっと寂しかったなというのが正直なところなんです。あれだけいい天気でありながらこういうような状況というのは、非常に、私もいろんなイベントをやってきた経験ありますので、ちょっと非常にショッキングな状態やったなということを言わざるを得ないなというふうに思っています。

特に、参加者の対象のイベントに対して、参加者をどういうふうにポイントを、ターゲットを絞って、やっておられるのか、非常にちょっと散漫だったんじゃないかなという感じがしております。そういう絞り方ちょっと、そういう意味での検討が足らなかったのかなというふうに思っています。

実は、この後も出店者の関係の方からも苦情の電話がありまして、苦情というかこういう事態になってしまって、非常に暇でしようがなかったと。せっかくこれだけの準備をしているのに、お客さんに対して自分たちがワークしてやったならともかく、こういう町のイベントの中で結果がこうなってしまうということは非常にショックやったというようなことで、そういう処分は後でされたんでしょうね。それで、そういうことが言われたんだと思いますけれども、現実にはそれだけ厳しい状態やったということです。

だから状況によってこの収支バランスがどうやったんか、その細かい部分というのは、どういうようなシステムになっているとか、我々ちょっと知らなかったんですけれども、非常に苦慮されたんだろうなというふうに思います。そのことはこういう総括とはやや

若干、ややと言うよりかなり違うなということが真実だろうと思いますので、それはちょっと主催側としては肝に銘じておいてほしいなというふうに思います。特に、町民は全国の茶香服大会が中心のイベントだということで、我々住民は余り関係ないんだなというイメージを持っていたんじゃないかなと思うんです。ですから、やっぱりその辺も今、富田さんのほうからおっしゃったけれども、やっぱり十分なPRがされなかった、そういう関係かなというふうに思います。ちょっと今、浅田委員からの答弁でありましたけれども、その辺、ちょっと総括とは私言うてるのは大分違うんですけれど、部長どんなふうにかえたらいいです、これ。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 厳しいご指摘、ありがとうございます。

確かに総括では証言し切れていない部分も感じております。茶香服に対しましては、今、松本副委員長がおっしゃっていただいたように、非常に熱気があり、その成功裏に収めた。茶香服では、自負できると思っております。ただ、ご指摘のとおり、その大会が、本当に全国茶香服大会というところに、ご指摘のとおり目が向いたんだというのは、こちらとしても感じているところでございました。ですので、広報、パンフレットの作り方からももう少し工夫すべき点もありましたし、あと私も基本、体育館、メインのホールのほうにいましたので、その中で今回出店等協力いただきました業者さんとも話を各店、外の特に飲食物のほうが会場からは見えませんでしたので、最後には外にありました飲食ブースのほう、各業者のほうを回らせていただきまして、意見のほうを聞き取りさせていただきまして、やはりその中では相手側の立場からするとやっぱり非常に厳しかったということも直接私自身も聞き取りましたので、今回外の会場の設定の仕方とかにも問題があったのかなという反省しているところもありましたので、そのときにはこれからは今いただきました意見を、次にはしっかりと生かしていきたいということで内容等把握している部分もございました。それにつきましては総括のところにへんでは表現し切れてへんところがございますけれども、その辺も含めまして町といたしましては、今回の反省すべき点はきっちり押さえながら、次には生かしたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） よろしくお願ひしたいと言われてもちょっと困るんですけども、例えば1つの事例として田原祭のああいう夜店出しましたね。これ多分人数の確認というのは、きちっとはできていないんですけれども、商店のそれぞれのお店を出して

いただいたブースの売り上げのあれから言うと、多分あれでも1,000名は越えているぐらいの規模なんです。あれというのは、ほとんど主催者側から金出してないんですよ。みんな持ち寄ったような形でやっていました、結局思うとやっぱり人の数がたんとかかわる人がいろんな人とかかわって、この夜店を盛り上げようという、そういう機運が向いて、その結集で3年、大体同じような規模で続いているというふうに思うんです。やっぱりちょっと我々町民としても、役所が主導でやるとなかなか難しいというのはよく言われるんです。だから、やっぱりちょっと町民のかかわりも住民のかかわりももう少し持った中で、巻き込んだ形で今後は考えてほしいなというふうに、そういう感じがいたします。

実は、いろんなところでいろんな事例、イベントをやっていますので、先日もちょっと私も知っているところのイベントをやったというのものもあるんですけども、かなり盛況になっていますよ。やっぱりそれだけいろんな積み重ねでそうなっているんかもしれないし、今回は初めてのイベントだったのかもしれない。その辺、今後、十分ちょっと配慮を願いたい。ただ、次年度以降やるのかどうかというのは、これどうするのか知りませんが、書いていますけれどね。事業の展開を検討していくと書いていますけれど、この辺はちょっとどうなんですか。検討していくということは、きちっとやるということですか。

○委員長（垣内秋弘）　ちょっと、暫時休憩いたします。

休　　憩　　午後0時33分

再　　開　　午後0時35分

○委員長（垣内秋弘）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。副町長。

○副町長（田中雅和）　先ほど、私の答弁につきまして、来年度以降もきちっと全国茶香服をやるというふうに断定した発言をさせていただきましたけれど、大変申しわけないんですけど、十分な財政指針の調整不足と言いますか、協議不足で必ずしもそのとおりやるということにはなっていない状況で、ちょっと私自身も勘違いもしております、予算も上がっているものだというふうに理解していたんですけど、私自身の勘違いということもありまして、来年度同様なものをやるということの発言につきましては、少し訂正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ただ、財政支出としても、今後やり方等を含めまして、やはりお茶の京都のこの事業につきましては、継続して進めていこうというふうに私は考えておりますし、そういう中で、全国茶香服という形になるのか、どういう形になるのかにしても、お茶の京都の

このイベントと言いますか、こういったイベントにつきましては、引き続き何らかの形で盛り上げていきたいと、こんなふうにいるところでございます。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） もう最後にしますけれども、やっぱりその辺なんですよ。できていないじゃないですか、皆さんの中で。だからやっぱりいろんな面において課題は1つの財産として今後活用したらいいと思うんですけれども、やっぱりその辺はちょっと十分コンセンサス得られるように、やっぱり調整をして事業にかかると、やっぱり私が言うのも何ですけれども、そんなことをあえて申し上げたいなというふうに思います。地域力をいかに高めるか、そういうことでこういうのをやっているわけですから、その辺が本当に生きるようお願いしたいなと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 最初に4日、晴天に恵まれて関係各位の方には、大変ご苦勞様でございました。これはもう感謝しております。

ところで、全国茶香服大会、これは全国言うから、上は北海道から沖縄までとは言いませんけれども、大体何府県ぐらいの参加がありましたか。件数。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 京都府外で6都府県、それから府内ということで、合計7です。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 急な話ということでしたけれど、これも相当前から決まっていて、茶香服も1年ぐらいは余裕あったと思います。そこで、今も副委員長と浅田委員がいろいろ話していましたが、1,900人、来場者。それも出たり入ったり全部含めて1,900人、それで果たして成功したかと言えますか、これ。あの1,300人ほどの笠置でもいろんな植樹のイベントやったときに1万人来ました。それから考えたら、ゼロ1つ少ないと思うので、それについてどう思われますか。原課。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） この数字、延べ数字でございまして、決してこの人数は成功だというふうには思っておりませんので、今回やはり問題点、一番の今までおっしゃっていただいた全ての点で、原因は集客面の不足という面だというふうに思っています。総括しております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。それはもうとやかく言いません。

出店した方から、出店料は1店に対して幾らとられましたか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 室内の出店料で町内5,000円をとっております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） その5,000円出店料を取られて、それで利益が出るか、それは回答もらいましたか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 各店舗からの実際の状況は、聞き取りはまだできておりません。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 多分ほとんどの業者なりグループ、利益は出ていないと思います。

それはさておいて、来年も続けていろいろそういう催事ごとをやるんやったら、こんな出店料とってたら次から業者も、そんなグループも参加はそんなもの求められないと思いますよ。これは意見として。

最後に、この6番、結果の総括、松本副委員長も先ほど意見申し上げていましたが、こんな表現し過ぎや、こんな。「成功裏に終えたことは大きな成果と言える」、その茶香服は一応私言いますと、猫もしゃくしも参加があつて、百四十数名が来はつて、頭数だけは読めた。優勝者も出た。副知事まで挨拶に来られた。これはそれなりの成果だと思います。あとの他所の「町を挙げておもてなしを提供できる担い手、ノウハウがあることを確認できた」。そこからよ、「一方で、集客面において課題が残る結果となった。要因としては、広報が直前になり周知が不足したことや、府内のほかの……」まあまあ、こんな府内の他の行事なんて初めからわかつてある、こんな。わかっていたらもっとそれなりの手を打てたはずですよ。そう思われませんか。それに対してちょっと答弁ください。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） その点につきましては、委員ご指摘のとおりというふうに思っております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

それと、ちょっと前に戻りますけれども、「周遊バスでそれらを結ぶという試みにつ

いては、偏りなく来場者を集めることができた」、偏っていませんか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） おおむね150人前後でございました。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） その150人で納得されますか。

○委員長（垣内秋弘） 富田補佐。

○産業観光課課長補佐（富田幸彦） 呈茶席での対応の人数をお聞きしておりますので、その人数については正確だというふうに思っております。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） これ以上言うたら、責めてそんなもの夜寝てもらわなんたら困りますのでそれ以上は言いませんけれども、今後やるんやったらもっと反省してもらって、着実に準備するところは準備して、集客数も最初から5,000なら5,000と読んで、それに向かって進んでもらわんと。そんなんまた同じようにやっていたらまた同じことになってしまいよる、私はそう思います。

この結果の総括こんなもっぺんやり直して出してもらいたいわ。こんな総括見ていたら、本当に次から期待できへん、逆に言うと。こんないいことばかり書いとるさかい、次から何ができる言うたら、これ以上のこと望めへん。それだけです。それについて何か、反論してください。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） ご指摘は厳粛に受けとめまして、次には生かしたいと考えております。総括の点につきましては、表現の仕方等あるかもしれませんが、基本的には体制が整えられた段階は、町としては成果はというか、この町の力というのは、逆に運営側のほうですけれども、力は確認させていただきました。ですが、先ほど来ずっとご指摘いただいているように盛り上がりという点を、これからは課題として十分できていないところ、反省しておりますので、基本的には運営側の体制としては確認できたということを前段でちょっと総括させていただいて、後半のところは本当に反省すべき点、集客については大きな問題であったということで、総括については捉えていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） よろしいか。山本委員。

○委員（山本 精） ずっと意見のほうを聞いていましたんですけども、ただ一点だけ聞きたいのは、一応、こういうイベントをやるときには、やっぱり目標というか何人集

めるんかということはあると思うんですよ。その目標とかは出てたんですかね、これ。

○委員長（垣内秋弘） 野田部長。

○建設事業部長（野田泰生） 常任委員会の場におきまして、同様の質問をいただきまして、その際には参考となるのがふるさとまつり2,000人ということで、最低でも2,000人は超えたいというようなことで目標設定をさせていただいたところでした。非常に少ない数字かもしれませんが、そのようなことで取り組んでいくところでした。

○委員長（垣内秋弘） 山本委員。

○委員（山本 精） その点からもやっぱりしっかりと集客の課題が残るということも含めて、やっぱりきちっとそういうようなところから総括せなあかんというふうに思いますので、その辺は考えてほしいと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） ほかにございませんか。田中委員。

○委員（田中 修） 一番後なのかわかりませんが、ちょっとだけ私のほうから言わせてもらいます。

この結果の総括ですけれども、これ今、松本副委員長も谷口副議長もおっしゃるように、本当にこの総括でいいのかい。実際、この総括全然僕の場合は逆ですよ、これ。というのは、例えば、まちを挙げておもてなしをする、この辺ですわ。このあたりが全然できていなかった。やっぱりこれはうちの町内の人たちが、きょうは全国茶香服大会があって、各いろんな禅定寺であるとか猿丸神社であるとか、それから正寿院さん、そして生家、そのあたりでお茶を出したりいろんなイベントをやられるんだというような内容の事柄がね、全然伝わってなかったん違うかな。今、浅田委員からのおっしゃったように、やんたんの人でも、今何をしてはんねんというような形で通過されていくというような話もありました。確かに、住民の方に浸透してなかった。それが一番の大きな問題です。

そういうようなことがありながら、こういう総括を出してくることも自体が、担当課としてこれじゃおかしいですよ。だからこの辺はもうちょっと反省をしていただいて、このような総括ができるようなイベントになるように今後やってもらいたいと思います。

これ以上、いろいろ言うても仕方ありませんので、これ以上のこと言いませんが、一つよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（垣内秋弘） 副町長何かございますか。副町長。

○副町長（田中雅和） ただいま議長のほうからもお話ありました総括の件につきまして

は、どういう形で出すかまだはっきりしませんけれども、やはりいろんな反省点を、当然私どもとしても主催者と言いますか、やったほうはどうしてもその辺は言いたくないところもありますので……

（「厳しい目で見るとねん」と呼ぶ者あり）

○副町長（田中雅和） そのあたりちょっと、茶香服につきましては実際のメイン会場としての人数、確かに170ということで、そうは多くないと。というのは、茶香服自身は見て、見学者と言うんですか、そういったイベントでは、スポーツとかそういうものではありませんので、そのあたり茶香服自身の参加についても、なかなか課題があるというふうには感じているところがございますので、そのあたりも含めまして今回のイベント、初めてのということでございますので、そのあたりの反省を含めまして、何らかの形では、この常任委員会のほうで、まとまった時点ではご報告もさせていただけると思いますので、その間にあたりましては、きょういただいたご意見には関係していただいた幾つかの主催者と言いますか、一緒に協賛していただいたいろんな方の、茶業関係の方とか、あるいはまた、住民の皆さんがいろんなところからのご意見等もよく聞かさせていただいて、まとめていきたい。その結果につきまして、常任委員会等で、何らかの形で報告は、反省点の羅列になるかもしれませんが、一定の報告はさせていただきたいなど、こんなふうに思っているところです。それを踏まえまして、来年度以降どうするかと。先ほども訂正はさせていただきましたけれども、お茶の京都につきましては継続してやっていこうというものをしておりますので、そのあたりを含めまして来年につながるようなそういった反省点がまとめられるように、こういった努力をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 今の副町長のお話はわかりました。総括は、議会に対してだけでも、何らかの形で反省点でもよろしいです。出してください。

それと、また次回もと言わはるんやったら、全国大会するんやったら、全国大会と言うからには、重みのあるように、6府県でもいいですよ。ただその1府県で選抜して代表が来るような、そういう大会でなかったら、そんなものさっきも言うたように、猫もしゃくしも来るような大会やったら、あんな全国大会になつたらへんねん、あんなもの。そこのところやっぱりよく考えて、予選やってもらって、もちろんせやからそれ3人やったら3人の費用弁償もしやなん、来てくれはる人の。そんなもの実費で来いいうたら、絶対来やへん、そなん。そこら辺も府と相談してもうて、全国大会をするに

は、根本的にやっぱり選抜して、宇治田原町に来てもらって、そこで1番になったら日本一やから、それぐらいやってもらわんと重みがあらへん、そなん。それするふうにまたイベントやって、町住民挙げて、松本副委員長も言うてるその地域の地域力、そういうのを生かしてやっと成功すると思うんです。それぐらいやっぱり底辺からもっとやってもらわんと。それだけやっぱりお願いしたいと思います。どうですか。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 今回の副議長のお話も含めまして、十分反省と言いますか、来年につなげられるような反省となるようによくまとめ、議論もさせていただきまして、いろんなご意見聞かさせてもらう中で、実際どういう形で全国できるのか、やっぱり全国というのはなかなか難しいとなれば、少し形は変わるかもしれませんが、そのあたり含めまして、お茶の京都は継承しますけれども、どういう形でこういったことしのイベントが引き続き継続というのは、こういった反省する中で、協議する中で、今後の展開を考えていきたい、こんなふうに思っているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） これで、最後。

今の副町長の答弁やったら、来年もやるということやね。いろんな形は変えて、全国大会するんやと。今の答弁やったらやるということやね、来年。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 私の答え、先ほども申ししたのは、今回のイベントを含めまして、よくどこに問題点、いろんなそういう問題点をよく反省し、そしてそういう中で感じたことを協議する中で、今後どういうふうにしていくかというようなことを考えていきたいということでございます。その結果どうなるかというのは、今のところはまだ言えないということでございます。

（「来年やるとか……」と呼ぶ者あり）

○副町長（田中雅和） 今後、いろんな協議をする中で答えを見つけていきたいと、こんなふうに考えています。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。私語は困ります。

○委員（谷口重和） 今回の副町長の話の中では、何かやるように捉えてますねん。やらないということですね、とりあえずは。来年は。やる予定はないということですね、今のところ。予定はあるんですか。するかしないかどちらかの話にしといてもらわないと。

するんやったらまたする言うてもうたらいねん、今度。何やまごまご言うてもうたらわからへんな、本当に。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 全国茶香服大会をやるというところの決定はしていないということでございます。やるということは決定していないということです。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 全国にしたって府にしたって、宇治田原町はやっておるの。いつでも。そうやから府大会にするんやったら郡にしたかて、それをやる予定はないのかあるのか、それを聞いているんです。今のところなかったらないで言うてもらったら。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 今のお話であれば、今のところやるという予定はございません。

○委員長（垣内秋弘） 松本副委員長。

○副委員長（松本健治） 今の関係、そこまで展開したんで、ちょっとあえて申し上げたいんですけれども、秋には秋でふるさとまつりやりますわね。あれもお茶をテーマにしたいろんなイベントを組んでいるわけですよ。だから、私も一般質問でさせてもらったけれども、あの取り組みも分散しているということで申し上げましたよ。今回もこういう関連イベントやったら、まあある面においたらよう似たことやっているわけですよ。だからもう少しやっぱり集中してパワー突っ込むんやったら突っ込むで、何かやらんと、もう分散したままでやっていたらまとまりがない。やっぱり打って出るんやったら秋はこれ、春はこれとか、何かそういうふうな形で突っ込んでいかんと、ただイベント打ちましたいう形では、それは余り成功裏には終わりませんで、これは。ちょっとそういうことを申し上げておきます。そういうことはあるんですから、現実、ふるさとまつりやらで。その辺の整合性も考えておかんといかんというふうに私は思うんですけれども、どうでしょうかね。まあまあよろしいわ。

○委員長（垣内秋弘） 副町長。

○副町長（田中雅和） 貴重なご意見、承りはさせていただきます。

○委員長（垣内秋弘） ほかにないようですが、各委員さん、かなり質問活発に出ましたんで、最後私、質問の総括で少しさせてもらいたいと思います。

今回の茶香服大会ということで一連のいろんな行事をされてきたわけでありましたが、やはり先ほどから出ていますように行政としては反省点のほうが多かったと。茶香服そのものについては、茶業関係者を含めて、これはほっというたらいかんですけれど、自

然のままでもきちっとできることなんです。ただイベントの行事については、今回初めての行事という部分もあって、聞屋さんもないんで、きょうちょっとぶっちゃけた話しますけれど、前日、前々日に私も産業課へ行ってどうやあしたの体制はとれているかと言うたら、いやもう1週間あったらよかったですけれども、25日のやつが3月4日に延びていて、1週間よかったらほしかったというような話されていて、人はせっぱ詰まらな物事はできないというような、本当にそのことかなと。1週間前倒しするんやったらそれはわからんことない。後ろにずらしてなおかつもう1週間ほしかったと。こんな生の意見が出ていましたんで、これはちょっとおかしいんじゃないかと。やはり周知徹底、PRは非常にできてなかったと。

一例を挙げますと、木津川市でいろんな行事をされていまして、看板、それからポスター、こういったものが非常にあちこちに張って、徹底されていたと。1つ例にとりますと、木津川市の加茂町に、ちょっと私語頼みますで。海住山寺というのがあるんです。あそこで、イベントの茶会をされまして、その中で会費1,500円でされています。1,500円で150人集まったということで、山のとにかく上にあるんですが、それでも150人集まっているというようなことを聞きました。今回で、例えば禅定寺、それから猿丸神社等々については、禅定寺が約70人と聞いています。拝観料が500円とられています。あんな高いところへ行って、500円もとってという、上まで上がってそんな反響があったというのも聞いています。法話と言いますか、住職さんが非常にためになる話をされたということで、500円いってもそれはよかったという反響がありますけれども、逆に猿丸神社は抹茶会をされているわけです。そこでは、150人集まっています。これ無料なんです。そこでも拝観料とお茶代というのは、比較にはなりません、その辺の差も出ていると。要は何が言いたいかと言うたら、会場によって非常にばらつきがあったと。取り組みに対して。そんな意見も住民さんからは出ておりました。

それと、職員の体制であります、全社一丸というのを民間であれば聞くんですが、そういうような体制にはなかなかない。確かに産業とか建設のほうは一生懸命やっておられますけれども、じゃ、職員全体がそういうような体制で取り組んだかと言うたら、片方と言いますか、全然離れた部署については、このイベントに動員もかかっていないと。やはり少なくとも職制なり、あるいはまたそれだけの意識のある人は、動員をかけてそしてきちっとパトロールするなり、各会場を視察するなりしてというようなことができてなかったと。

もう一つ例にとりますと、禅定寺の会場には、確かに教育長とか何か行かれたそうですが、町内の人は五、六人であったと。猿丸神社は町内の人非常に多かったと、150人の中で。そういうような差も出ているし、それからちょっと関係のない話なんです、正寿院の話しますと、宇治田原町そのものがハートのマークのいろんな絡みで、正寿院、正寿院と言っているけれど、今、正寿院に頼り過ぎ違いかと、観光面でも。確かにもっと、もっと盛り上げて、正寿院を中心にした観光ルートをきちっとしてやる必要もあるのかもわからへんけれども、こういうなんにおいても、何か正寿院におんぶに抱っこ。ですから、隣に国宝級の、あるいは400年か何ぼの梅の木の、立派な梅の木がある遍照院というのがあるんですね。今回、正寿院と遍照院との差が歴然とあったというふうにも聞いておりますし、そういった部分では各会場のバランスというか、そういったものもとっていただいて、次いろんな形で行事されるのであれば、参考にしていただきたいというふうに思います。いずれにしても、全体は成功と言うより、まだまだ言いたいことあるんですが、成功という分にはほど遠いというふうに住民さんから聞いた話です。ということでございますので、今後につなげていただきたいというふうに思います。ちょっと長くなりましたが、よろしく願いいたします。

ほか、特にないですか。まだあるんですか。谷口委員。

○委員（谷口重和）　ところで、30年度の当初予算案に、お茶の京都の継承として茶香服などお茶を通じた各種体験の企画実施予算が490万2,000円とありますが、これはどういうことですか。

（「先取りで質問してるんか」と呼ぶ者あり）

○委員（谷口重和）　こっちの関連やから、今……

ほんなら、また予算委員会で聞きます。

○委員長（垣内秋弘）　別途お願いします。

ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘）　ないようでしたら、これにて産業観光課所管事項報告の質疑を終了いたします。

次に、上下水道課所管の公共下水道の計画区域の見直しについてを説明を求めます。

青山上下水道課長。

○上下水道課長（青山公紀）　それでは、最後ですけれども、上下水道課所管ということで、公共下水道の計画区域の見直しということでご説明させていただきたいと思います。

現在、公共下水道事業は、平成18年に見直しした下水道全体計画に基づく事業計画を京都府に提出して取り組んでいるところでございます。

現計画は見直しから10年経過していると。それと町の都市計画マスタープラン等の変更があったということで。再度見直しを行うということでございます。それと、未整備地域につきましては、浄化槽を含めた効率的な汚水処理の手法の整備を検討したということで、その概要について報告させていただきたいと思っております。

そのほかの要因としましては、2番目の宇治田原町第5次まちづくり総合計画が策定されたこと、それと京都府の水洗化総合計画ということで策定されたということであって、諸情勢の変化を反映しまして、今回下水道全体計画の見直しを行ったものでございます。

主な見直しとしましては、その下の①、②、③でございまして、計画目標年度は、おおむね20年後の平成47年度とさせていただきます。

計画処理区域は、都市計画の用途地域の指定を見直しということもありましたので、そういうところが主に今回下水道の全体計画区域ということで編入をさせていただいております。

それと、各フレーム、原単位、汚水量、計画区域、計画汚水量などの諸元の見直しを行っております。

その見直した経過につきまして、次のページなんですけれども、2ページ目、表1-1全体計画概要書ということで、現計画と今回策定を進めております今回の計画ということで比較をさせていただいております。一番後ろに、A3版なんですけれども、ちょっと色のついた図面を添付させていただいております。これにつきまして、この少しちょっとだいたい色と申しますか、この区域を今回追加させていただいております。一部、ちょっと道路に係りまして、廃止ということで落とすところがございますけれども、おおむね今回は、これまでの現計画に対してこのだいたい色がついているところのものを追加ということで、約95ヘクタール追加させていただくというものでございます。

それで、2ページ目の全体計画の概要にちょっと戻っていただきまして、目標年次は申しあげました37年から47年ということ、それと計画区域面積も497.9、約498ヘクタールと406.6ということで407ということで、今、申しあげた約95ヘクタールほどの増となっております。この今、全体計画、現406.6とあります、これ407と申しあげておりますけれども、これにつきましては、現在須河車体さん

の部分の4ヘクタールを都市計画決定は行っていないので、先ほど一番後ろの403ヘクタールと申しあげましたけれども、ここがその400ヘクタール分の差が出ておるといふことをごさいます。行政人口につきましては、当初1万1,800人をごさいました。今回、見直しで9,900人といふこと、その下の計画人口ですけれども、そこからその都市計画区域に入れる人口のほうを約500人減らしまして、今回は9,900人から9,400人といふこと、全体計画させていただいております。すみません、行政人口からいきますと、1万2,200人を9,400人といふこと、横の備考に行政人口の下水道区域の人口9,900人マイナスそれ外のところがありますので、約500人減らしていただきまして、9,400人とさせていただいております。その下の各汚水量原単位といふこと、例えば真ん中の日最大とあると思うんですけれども、こちらが現計画520に対しまして425といふこと、やはりこの10年前で比べますと人口も大体800人とか1,000人当たり少なくなっておりますし、現在有取水量におきまして、今、大体130万立米あつたものが、125万立米といふこと、その辺の有取水量も減っているといふようなこと、この原単位が減少しているといふことをごさいます。それと、またこの10年間で節水意識の高揚とか節水器具といふようなこともふえてまいりましたし、水道の使用量等も減ってきているといふところから、原単位を下げさせていただいているところをごさいます。

この原単位をもとに移しまして、この計画人口等を掛けさせていただきまして、一番下になるんですけれども、それぞれ家庭汚水量と工場排水量とを足しまして、一番下の計画汚水量といふこと、例えば真ん中の日最大でいきますと、当初、今、現計画が7,100トンに対しまして、今回4,900立米といふようなこと、計画を立てさせていただいておるところをごさいます。

続きまして、3ページ目、4ページ目、5ページ目、6ページ、そのあたりにつきましては、今、申しあげましたこの数値の主なもの出し方といふか、根拠を示させていただいておるものをごさいます。それと申しわけございません、この3ページの計画区域なんですけれども、ここの準工業地域と工業地域の、すみません、数字がちょっとテレコ間違っております、訂正をお願いしたいと思います。準工業地域の数字いきます。52ヘクタールとなっておりますけれども、これが92ヘクタールをごさいます。その下の工業地域、これが145となっておりますけれども、105といふこと、これが今回新市街地等の見直しで工業地域から準工となっておりますので、その分が逆転しております、主に。それでテレコになっていました。申しわけございません。正しくは、

準工業地域92ヘクタール、それと工業地域105ヘクタールということで、訂正をお願いしたいと思います。

今、申しあげましたこの3、4、5、6のあたりは計算ということでございます。それと、7ページ目になるんですけども、未整備地域の汚水処理整備手法ということで、次の6地区ということで、上ノ山、禅定寺、サンビレッジ、うぐいす宇治田原幼稚園、立川の上手、あと湯屋谷ということで、検討を行っております。主に、経済比較なんですけれども、行った結果、大半は集合処理が有利という結果になりました。しかしながら、一部個別処理が有利という結果になっている地域もございました。当該未整備地域の水洗化整備着手までには、今後まだ5年程度かかる見込みというようなことで、5年先には本町の公共下水道の最終の全体像がはっきりしてくるだろうということで、それと都市計画道路宇治田原山手線等の整備事業の調整などから、再度全体計画、今回示させていただいております全体計画や今後5年以内で整備するという事業計画、いわゆる認可区域の見直しが必要となってきますので、今回は現行どおりの集合処理ということで、全体計画においてはこのまま置いておきたいということで考えております。

それと8番目には、都市計画（案）公告・縦覧ということで、都市計画下水道の一番後ろの先ほど申しあげました図面ですけども、これらを公告・縦覧するというので、30年2月15日から3月1日において縦覧させていただきました、縦覧者3名おられました。特に意見はなかったところでございます。

それをもちまして、9番目なんですけれども、町都市計画審議会への諮問・答申ということで、平成30年3月5日に開催させていただきました、一応8ページにはその縦覧の公告の内容、写し等で、9ページにはこういう形に変更しますよという内容のもの、それと都市計画審議会に諮らせていただいたときの答申ということで、ちょっと判こ抜けておりますけれども、この形で答申をいただいております、案のとおり承認させていただきましたということでございます。

今後につきましては、この全体計画見直しさせていただいて、3末には成果品が上がってくるということで、今、それにあわせて先ほど少し申しあげました事業計画、いわゆる認可区域の変更を平成29年12月に発注しております、これにつきましては、今後5年間で実際に工事をするというような区域を決める計画なんですけれども、これについて発注しております、これをきのうも申しあげておりましたけれども、繰り越しということでお願いしておるところでございます、これに反映していった事業計画を策定していき、今後の下水道の整備について計画を策定していくというものでござい

ます。

簡単ですけれども、以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） ないようでございます。質疑を終了いたします。

これにて、上下水道課所管事項報告の質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分にかかわります各課所管事項報告についてを終了いたします。

次に、日程第6、その他を議題といたします。

何かございましたら挙手願います。委員さん、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（垣内秋弘） 当局から何かございますか。木原課長。

○産業観光課長（木原浩一） 昨日の予算委員会でご質問のありました、大福茶園再造成事業の延期についての地元説明ということで、入植者への説明条件について確認いたしましたところ、一部の入植者への説明のみにとどまっており、全体に行き渡っていなかったため、茶苗木の説明を造成後の入植者全員に説明をいたしました。

内容につきましては、造成が1年延びることにより、茶の苗木の購入も1年延びることになるが、茶苗木を生産していただいている生産者の方との調整により、当初引き取る予定時期であった苗木については、ほかのところに販売していくということで、その返事をいただきました。それと一部の品種については販売状況によりちょっと販売することができない場合は、その部分につきましては、引き取りをお願いしたいということで、説明をさせていただきました。苗木につきましては、できるだけ相手さん側のほうではいていただくということでお願いしていますというを説明させていただきました。

また、平成30年度において予算を再計上し、事業を進めていくことを京都府とともに入植者に再度説明をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（垣内秋弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） わかりました。

その入植者に対して、全ての人に説明したと。説明して理解は得られたんですね。

○委員長（垣内秋弘） 木原課長。

- 産業観光課長（木原浩一） はい、理解していただきました。
- 委員長（垣内秋弘） 谷口委員。
- 委員（谷口重和） わかりました。また、詳しいことはまた後日、直接聞きたいと思います。それで今、説明のありました苗木の一部分、一部分というのは大体本数で言うたら何本ぐらいになるのか、それは臆測でもいいから出ますか、本数。1万本とか5,000本とか10万本とか。全然わかりませんか。
- 委員長（垣内秋弘） 木原課長。
- 産業観光課長（木原浩一） 今、販売するというのもまだ去年の秋に挿されたところなので、まだちょっとその数字は出ていないところでございます。
- 委員長（垣内秋弘） 谷口委員。
- 委員（谷口重和） 大体、総合計で何万本必要になってくるんですか、植栽の場合。
- 委員長（垣内秋弘） 木原課長。
- 産業観光課長（木原浩一） 20万本が植栽される予定でございます。
- 委員長（垣内秋弘） 谷口委員。
- 委員（谷口重和） 20万本、そのうちの1割やったら2万本。それは大変な数字となりますけれども、宇治田原町でもまた貸し付けですか、それされるなら今の間に、回るようにそれも努力してもらわないかんことやし、次またその新苗を注文するときにもまた快くやってもらえるようにそれも努めてもらわな。それもやっぱりお願いしてもらいたい。どこで苗つくるのかそれはわかりませんが、でなかったら、最終的に困るのは入植者やと、いろんな委員会でもいろいろ一般質問でも出ていますけれども、若くない人ばかり。若い人いうてもこの前も言うてましたけれども、100歳から80歳見たら若いけれども、相当、年齢も食っている人が多いと。一番若い人で49歳、50歳。若い人がね。多分30歳代はいないと聞いています。そんな状態やからやはり春植えがだめやったら秋植え、秋植えは無理やと思いますけれども、何とかできるだけ早いことやれるように、一日でも早いこと入植者が利益採算上がるように、やっぱりこっちも協力してあげないと。これは手を挙げてやった人やと思いますから、できるだけ心配のないようにそれだけお願いしたい。いつでもお願いしたいと言っていますけれども。以上です。これはもう答弁要りません。
- 委員長（垣内秋弘） ほか何か当局からございますか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（垣内秋弘） 事務局。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(垣内秋弘) なし。ないようでございますので、日程第6、その他について終了したいと思います。

本日は、付託議14件及び第4四半期の事業執行状況並びに所管事項報告の審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことにお礼を申し上げます。また、町当局におかれましても詳細な説明資料作成等、ご苦労さんでございました。

本年度も残すところ3週間を切りました。平成30年度の予算が19日から審査される予定でございます。各課におかれましては、いま一度、事業執行等において最終確認を行い、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。また、所管にかかわります重要事項、懸案事項の報告につきましては、年度がかわりましても遺漏のないようよろしくお願い申し上げます。

平成30年度4月の閉会中の委員会については、第1四半期の執行状況の報告を願う予定をいたしております。4月24日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、本日の総務建設常任委員会を終了いたします。

大変ご苦労さんでございました。

長時間ありがとうございました。

閉 会 午後1時22分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長            垣   内   秋   弘